

322.14

M1624

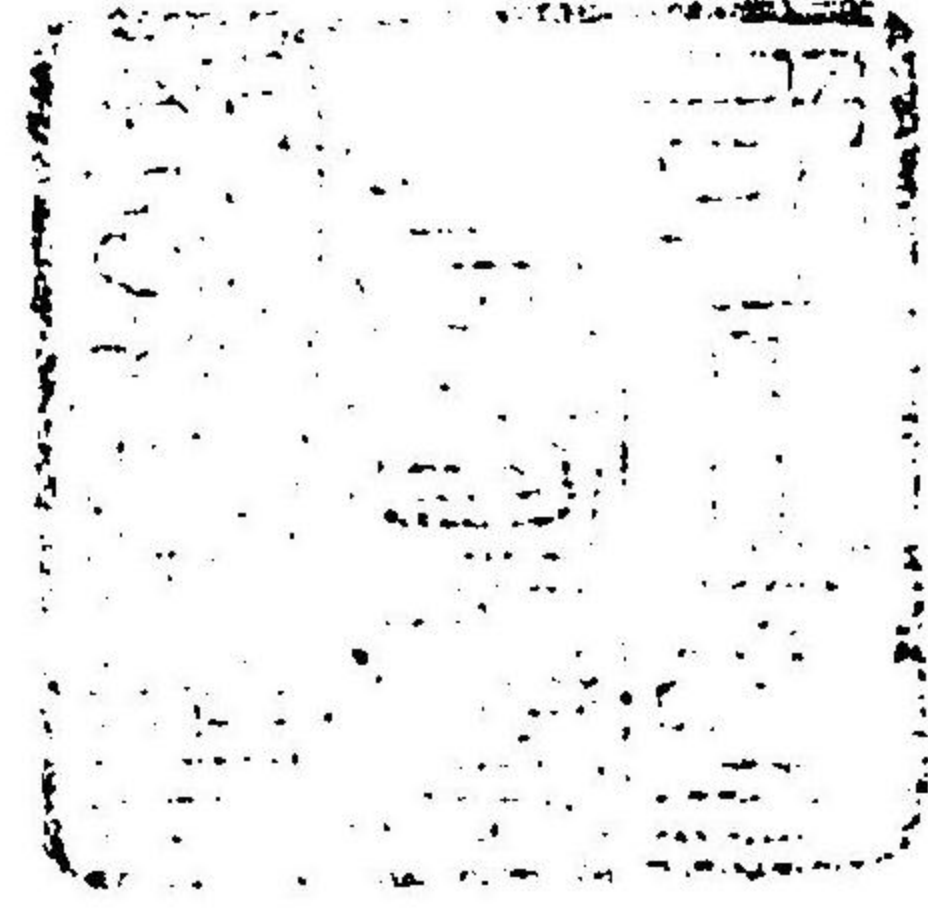
法學士三宅長策著

豐臣氏法度考

哲學書院發行

豐田氏法度考

322.14M 624+



目 録

總論

干戈ト法律トノ關係三頁
豐臣氏ノ代ニ法度ノ制定ナカル可カラザ
ルヲ四頁
其法度ヲ知ルニ困難ナルノ理由五頁
制法上ヨリ國史ヲ見
タル所七頁
豐臣氏ノ法度ノ位置及ビ價値七頁

第壹章

天正十四年正月十九日法度……………八頁

第貳章

天正十五年六月十九日法度……………四十二頁

第三章

天正十六年四月十六日起請……………五十二頁

第四章



一般資料

294542

天正十六年七月日法度……………六十三頁

第五章

天正二十年正月廿七日海上諸法度……………七十頁

第六章

文祿四年八月二日法度……………八十五頁

同 三日追加……………八十七頁

第七章

慶長三年八月五日起請……………九十九頁

同 八日起請……………百四頁

第八章

太閤ノ式目……………百十四頁

以上

豊臣氏法度考

緒言

法度とは法律の義あり、余の法律と稱せずして法度と稱したるは、豊臣氏當代の用語を襲ふのみ、豊臣氏の代に豊臣氏の法律ありや否やは、我古代法律の沿革史上應さに究むべき問題なりとす、我古代法律に關する從來の著書を閱するに、未だ豊臣氏の法律を載せたるものあらず、或は曰く、豊臣氏の代には豊臣氏の法律と稱す可きものなきが故なりと、或は然らん、然れども余は之を信ず可き理由を發見すること能はず、是を以て試みに此書をもものしたるあり、此書の目的は豊臣氏の法律を知らしむるに在りと雖も、凡そ法律を知るには社會の狀態を知るを要す、況んや其法律の有無の未だ明確ならざる時に在りては、其法律と社

會との關係を明かにせざる可からざるに於てをや、故に苟くも法律の明文に關する事項は、勉めて諸書より抄録したるを以て、文或は冗長に渉るの嫌なきに非ず、讀者乞ふ幸に此意を諒せよ、

明治壬辰春日於曳馬野居

著者 誌

總論

三宅長策著

干戈ハ凶器ナリ、平時ニハ之ヲ勸カス可カラズ、蓋シ干戈ハ以テ天下ヲ得可キモ以テ天下ヲ治ムルノ具ニ非ザレバナリ、天下ヲ治ムルニハ法律ノ在ル有リ、法律ハ干戈ノ力ニ頼リテ行ハル、法律ノ制裁力即チ干戈ナリ、故ニ干戈ハ亂世ノ法律ニシテ法律ハ平時ノ干戈ナリト謂フ可シ、干戈ト法律トハ此ノ如ク唇齒相頼ルト雖モ、馬上ヲ以テ天下ヲ得タル漢高其人ハ遂ニ馬上ヲ以テ天下ヲ治ムルヲ能ハザリキ、豐臣氏天下ヲ得テ幾許モナク徳川氏ノ代トハ爲レリ、然レモ其間治平ナシトセズ抑モ豐臣氏ハ干戈ノミニ頼リテ此治平ヲ保チタル乎、世ニ豐臣氏ノ干戈ノ功ハ嘖々之ヲ傳フル者アレドモ、其法律ノ業ニ至リテハ之ヲ稱スル者ナシ、果シテ是レ稱ス可キモノ無キニ因ルカ、

豐臣氏ノ代ニハヨシ成文ノ法度ナシモ、又法度ト稱ス可キ程ノモノ

ナシトスルモ、苟シモ治者被治者ノ別アリテ一社會ヲ成シ、國家ト稱ス可キモノ、存スル上ハ、其國家ニ法度ナシト謂フ可カラズ、天正十三年十月秀吉ノ近侍大村由己ノ筆記ニ係ル紀州發向記ヲ見ルニ、當年中略殊、天下、定、勸善懲惡之法度トアリ、又其筆記セル任官記ニ天正十三年三月十日勅シテ秀吉ヲ内大臣ニ任セラレタル當時ノ事ヲ記シテ、抑モ天下泰平此時歟トイヘリ、謂フニ此時海内未ダ豊臣氏ニ歸セザル者アリト雖モ、天下ノ大勢ハ豫知ス可キナリ、即チ外ニ對シテハ未ダ戡定ノ効ヲ了ラザルモノアリト雖モ、内ニ向ツテハ既ニ治平ノ蹟アリトス、然ラバ豊臣氏ノ當時必ラズシモ法度ノ制定ナシトセンヤ、且ツ世ノ事物ハ突如トシテ出テ來リ、忽然トシテ消滅スルモノニ非ズ、法度ノ如キハ特ニ然リト爲ス、我現今ノ法律ノ如キ之ヲ後世ヨリ見ル時ハ、或ハ數千余條ノ法律ノ突然出顯シタルガ如キ觀ナキニ非ズト雖モ、維新以來ノ歴

史ヲ讀ミ社會ノ状態ヲ察スル時ハ、外國法律ニ則リテ此ノ如キ法律ヲ制定シタルコトノ偶然ニ非ザル所以ヲ知ル可シ、豊臣氏ノ法度ニ於ケルモ、其法度ノミチ今日ヨリ見ル時ハ、人ヲシテ當時果シテ此ノ如キ法度アリシヤヲ疑ハシムルモノナキニ非ズト雖モ、其文章ノ結構及ビ句調當時ノ社會ノ状態等ヨリ推ス時ハ、必ラズシモ之ヲ疑フ可キニアラス、
謂フニ多年ノ干戈漸ク藏リテ百事將サニ其緒ニ就カントスルノ時ニ際シ、豊臣氏ハ數條ノ法度ヲ事ニ觸レ必要ニ迫リテ有司ニ施行セシメタルニ止ラン、加之ノミナラス他ノ專制時代ニ於ケルガ如シ、法度ハ人民ヲシテ之ニ頼ラシム可シ、之ヲ知ラシム可カラズトノ主義ニ基キ、當時曾テ人民ニ法度ヲ公布スル事ナク、有司ノ外之ヲ知ル者ナシ、會々知ル者アルモ之ヲ世ニ公ニスルコトヲ得ザリシガ故ニ、當時ノ人ハ法

律思想ニ乏シシ、從ツテ後世ヨリ當時ノ法度ヲ知ルニ困難ナリ、是レ主
トシテ豐臣氏ノ法度ヲ稱スル者ノ謬ナキ所以ナランカ、
凡ソ干戈ノ餘弊ヲ矯ムルニハ武斷的ノ法度ニ依ルニ非スンバ能ク
法度ノ目的ヲ達スルヲ能ハズ、豐臣氏ノ法度ノ苛酷ナルハ社會上ノ必
要ヨリ生シタル自然ノ結果ナリト謂フ可シ、而シテ豐臣氏ノ法度ヲ秘
シテ公布セザルモ亦施政上ノ必要ヨリ生シタル結果ナリトス、人ノ畏
懼ノ念ハ不知不測ヨリ生ズルモノ多シ、當時ノ施政ノ主眼ハ、人民ヲシ
テ其才能ヲ伸張シ其行爲ヲ自由ニスルヲ能ハザラシメ、上ノ下ニ對ス
ルニ畏懼ノ念ヲ抱キ、下ノ上ニ對スルニモ亦畏懼ノ思ヲ爲シ、唯畏懼以
テ人民ヲ制御セントスルニ在リ、是レ專制時代ニ普通ノ現象ナリ、故ニ
法度ヲ公布シテ之ヲ知ラシムルガ如キハ人民ノ畏懼ノ念慮ヲ減シ、施
政ノ方針ニ背クモノナルガ故ニ、專制時代ニ於テハ概シテ人民ニ法度

ヲ公布スルコトナシ、

太寶ノ律令ハ日本全國ニ行フ可キモノナルニ、武家ノ代ニ至リテ、貞
永式目建武式目等ノ制定アリテ之ヲ武家私領ノ地ニ行フニ至リ、皇代
ノ法度ハ其施行區域ヲ窄縮セラレタリ、應仁以降群雄割據各法度ヲ制
定シテ其私領ノ地ニ行フニ至リ、朝倉氏ニ十七條アリ、長曾我部氏ニ百
箇條アリ、北條氏ニ廿一條アリ、武田氏ニ家法アリ、上杉氏ニ壁書アリ、此
時ニ至リテ太寶ノ律令ノ區域ハ益々窄縮セラレタリ、秀吉出テ、信長
ノ讎ヲ報シ京畿ヲ肅清スルニ及ンテ稍々其範圍ヲ回復シ又豐臣氏ノ
法度ヲ施行シタル所アリタレドモ幾許モナクシテ再ビ徳川氏ノ法度
ノ歴倒スル所ト爲レリ、此ノ如ク豐臣氏ノ法度ハ貞永建武ノ式目等ト
其位置ヲ同ウスルモノナレド、此數者ヲ相對比スル時ハ、平時ニ定メテ
レタル式目ト干戈ノ後ニ出デタル法度トノ差異ヲ知ル可シ、而シテ又

豊臣氏ノ法度ハカノ支那文物ノ刺劇ニ依リテ制定セラレタル太寶ノ律令ノ如クナラズ、外交上ノ必要ニ迫リテ公布セラレタル今日ノ法律ノ如クナラズ、其法度ニ種別ナク制定ニ順序ナク其意義ノ淺近ニシテ語調ノ素朴ナル所却テ當時ノ人情風俗ノ眞態ヲ見ルニ足ルモノアリ、以下年代ヲ逐ヒ八章ニ分チ叙述スル所アラソ、

第一章

定

- 一 諸奉公人侍事は申にをよはす、中間こものあらし子に至るまで、其主にいとまをこわす出儀曲事の間、相抱へからず、但まへの主に相届（合點）これあらは、是非にをよはさる事、
- 一 百姓其在所に有之田畠あらずへからず、其給人其在所へあひこし、百姓と令相對檢見を逐、即米三分一百姓に遣し、三分二未進るく給

人どるへき事

- 一 自然其年によりかんすいそんの田地あらは、一段に米壹斗より内は農料に不可拂之條、百姓に其まゝとらせ、翌年の毛を付候やうに（そへし）壹斗より上は右に如相定、三分一三分二におうすへき事、
- 一 百姓年貢をばらみ、夫役以下、不仕之隣國他郷へ相越へからず、若隱置輩にをいては、其身事は申に不及、其在所中曲事たるへき事、
- 一 其國その在所給人、百姓等諸事迷惑せさる様に令分別、年貢をも全とり候やうに可申付候、代官以下に不任、念を可入、次對百姓等いはれさる儀を申懸やからあらは、其給人可爲曲事事、
- 一 升之儀十合の斗升を以て有様にはかり、以左右手壹可打、うち米は壹石につゐて十合の以小升可爲貳升、其外一切役米あるへからさる事、

一其國々其在所堤以[○]下あらは、正月中農作に手間不入折から可加修理、但其つゝみ大破の時、百姓不及了簡者、達上聞、爲上可被仰付事、
 一小袖御服の外は、絹うらたるべし、但俄には不可成之條、どもうらの事、四月一日わたぬきたる間、それよりのちきぬうらたるへき事、
 一諸侍しきれば、く事一切停止也、御供之時は足なかたるへし、中間こものは不斷あしゐかたるへき事、
 一はかまたひに、うら付へからさる事、
 一中間こもの、かわたびはくへからさる事、
 右條々若有違犯之輩者、可處罪科者也、

天正十四年正月十九日

此法度ハ西村哲尾文書ヨリ抄出シタルモノナリ余西村哲尾ノ何人タルヲ知ラズ然レモ、法文ノ体裁事實ノ沿革ヨリ推ス時ハ其豊臣氏ノ

法度タルコト毫モ疑チ容ル可キニアラズ、當時豊臣氏既ニ畿内近國ヲ平定シ、又四國ヲ定メタリ、大村由己ノ紀州發向記ニ、此先數十個國、逐檢地、昔之所務超過一倍、當年亦踏分田地、土地百姓不接私、又如不及飢寒、勘辨之、以五畿七道圖帳作一枚鏡、云々トアリ、是レ天正十三年ノ記事ナリ、果シテ然ラバ、其翌年正月、此法度ノ制定アルハ相當ノ順序ニシテ、當時豊臣氏ニ檢地ヲ爲スノ必要アリテ、田租ノ制ヲ定ムルガ如キ事實ナシト謂フ可ケンヤ、

余ハ此法度ヲ大別シテ、武家ノ作法ニ關スルモノ、及ビ農政ニ關スルモノ、二種トス、而シテ豊臣氏ノ治蹟中最モ著明ナルハ、其一ニ在ラズシテ、其二ニ在リ、故ニ余ハ先ヅ豊臣氏ノ農政ヲ論シ、次キニ武家ノ作法ニ及バントス、

豊臣氏ハ田畝ヲ檢閱シ、肥瘠ヲ區別シ、以テ稅率ヲ一定セリ、曰ク米三

給人

豐臣氏ノ
丈量

分一百姓ニ遣シ、三分二未進ナク給人取ル可キ事ト、給人トハ領地ヲ宛テ給ヒタル人即チ領主ノ義ナリ、貞永式目ニモ此名稱見ユ、抑モ豐臣氏ガ田畝ヲ丈量シタルハ天正十一年畿内近國ヨリ之ヲ施行シ、漸次日本全國ニ及ボセリ、三浦千春ノ租調考ニ丈量ノ事ヲ論ジテ、武家の代ト成テは應安元年足利義滿諸國に令して檢田を沙汰せし事あれども、いまだ北朝一統の時あらねば徴としがたし、天野信景の鹽尻に、天文廿二年三月將軍義輝公より國々の守護人に令して、國々の所領を糺し、日記を以て言上すべきよしを仰せ下す、仍て國々知行の地自領他領とあく一國限りに記せり、高木光資上野晴時の兩人諸國の帳を受取りて是を改む、俗に天文繩といふは是あり、此時檢地總高千八百六十九萬七千二百四十二石、壹岐對馬の二島は此外なり、是より四十年ばかり後、天正年中に豐臣氏の日本惣檢地といふ事ありて、其時一段を三百坪に打詰、一段

天文繩

高
さし出し

より六十坪つゝを削りて、日本國中にて凡そ八百萬石余打出されたる事あり、是を豐臣氏のさし出し高といふト記セリ、而シテ氏ハ豐臣氏ガ八百萬石余ヲ打出シタルハ、全ク六六ノ古法ヲ變シテ五六法ヲ用キ、五六法ノ一段ヨリ六六法ノ時ノ年貢ヲ取リシカ故ナリト論ゼリ然レモ、佐藤信淵ノ農政本論ニ、一段ヲ三百歩ト爲シタルハ、豐臣氏ヨリ始リタルニハ非ズ、其故ハ美濃飛彈越前近江伊勢紀伊等其他諸國ノ民間ニ、天正以前認メタル水帳ニ、一段三百歩ト記シタルモノ往々之レ有ルヲ以テ察ス可シ、謂フニ應仁以降天下擾亂、戰爭止ム時ナク、諸國ノ領主財用ニ窮シテ竊カニ濫制ヲ設ケ、國々種々ノ異制アリシテ、豐臣氏四海ヲ統一スルニ及ンデ、偶々此制ヲ採リテ天下ノ公法ト爲シタルモノナラント云ヘリ、古法ニ三百六十歩ヲ一段ト定メタルハ、一步ノ所得ヲ一夫一日ノ食料ト認メ、一段ノ所得ヲ一夫一年ノ食料ト見積リタルモノナリ、

是ヲ以テ後世ノ農政家ハ豊臣氏ノ三百步ヲ一段ト定メタルハ農民古
來ノ生活ノ標準ヲ變シタルモノナリト非議ス、

丈量ノ異
制

豊臣氏ノ諸大名ハ盡シ五六法ヲ遵奉シタルニ非ズ、文祿以後ハ東西
ノ諸國皆豊臣氏ノ檢地丈量ヲ受クルニ至リタレトモ、徳川上杉毛利島
津等ノ強藩ニ至リテハ必ラズシモ豊臣氏ノ指揮ニ依ラスシテ舊制ニ
從ヒ、適宜ニ檢地丈量シ之ヲ録進セリ、而シテ豊臣氏モ亦之ヲ寬假セリ、
是ヲ以テ薩隅ノ田畠ハ九等ニ分チ、陸奥ハ三等ニ分チ、土佐ハ田地ヲ量
ルニ幾代ト稱スル等地方ニ依リテ差アリ、

租税額

豊臣氏ハ田地ノ肥瘠ニ從ヒ上中下々ノ四等ニ分チ、其租ハ平年田
一段ニ稻壹石六斗、粟ハ壹石貳斗ヲ首トシテ村ノ位次ニ貳斗下リニ賦
ケ、又下々村ノ畑ハ下村ノ畠ヨリ一升下リニ賦ケタルナリ、一石六斗ヲ
當時ノ五合摺ノ法ニ直サバ八斗ナリ、八斗ノ米ヲ一段ヨリ出スハ重キ

五合摺

年貢ナリ、是ヲ以テ後世ノ農政家ハ租税ノ苛酷ニ爲リタルハ豊臣氏ニ
極レリト謂フ、然レモ當時ノ人民ハ多年塗炭ニ苦ミ、兄弟妻子相離散シ
タル餘後ナルヲ以テ、能ク此苛酷ノ租税ニ堪ヘタルナリ、五合摺ノ法ト
ハ初高ヨリ實米ヲ獲ルノ法ニテ、例ヘバ初高壹石ヨリ五分ヲ減シ、實米
五斗ヲ獲ルカ如キヲ謂フ、

檢地竿

豊臣氏ノ丈量ノ竿ハ租調考ニ六尺三寸ノ竿ヲ用ヰルトアリ、地方凡
例録ニハ「上古六尺四方を以て一步とす、中古に至りて六尺五寸に改り、
又天正の頃より六尺三寸となり、慶長の末元和の頃より再び六尺四方
の古制に復せり」とイヘリ、然ラバ豊臣氏ノ檢地竿ハ六尺三寸ノ如クナ
レドモ、其奥羽地方ヲ丈量セシ時ノ文書ニハ七尺竿ヲ用ヰルトアリ、豊
臣氏人心ヲ收攬シ速カニ天下ヲ一定セント爲シタル事蹟ヨリ推ス時
ハ、地方古來ノ檢地竿ヲ用ヰタルコト無シト断定ス可カラズ、地方凡例

録ニ、六尺五寸竿ノ事ヲ論シテ、古も土地を量るは六尺一間の積りなれども、量地の抄ゆく爲め竿を一丈三尺にして、其中間を提げ、あるきあから兩端を地に付けて、記すとき地より拳を大概二尺五寸程と見て、六尺五寸を並とし、二尺五寸を鉤とし、算法に依りて股を出すは、地面六尺のもの二あるを以て、抄行のために古來一丈三尺の竿を製したる事あり、是を後世誤りて、六尺五寸四方一步の所もありと心得違たるなるべしトイへり、是レ一説ナリ、當時ハ百般ノ事物疎略ニシテ、檢地ノ如キモ極メテ寛大ノモノタリシコト、諸書ニ文祿以前ノ古檢地ニハ悉ク田畑ノ廣狹アリト云ヘルニ依リテ知ラル、然レモ豊臣氏ノ檢地ハマトヒ精確ナラザリシニモセヨ、地方ノ濫制チ一掃シテ、丈量ノ大綱ヲ天下後世ニ示シタルノ功ハ赫々トシテ遂ニ没ス可カラズ、

石高ノ稱

豊臣氏ノ農政上ノ改革ハ二三ニシテ足ラズ、石高ノ稱ノ如キモ亦豊

貫高ノ稱

臣氏ヨリ創リタリトイフ、抑モ中古ヨリ知行領地ニ貫高ノ稱アリテ幾千幾百貫文ト呼ビ來レリ、國學忘貝ニ曰ク、貫ト稱スルヲ鎌倉時代ニモアリシ、北條家系圖ニ相模入道ノ領地二十八萬七千貫トアリ、猶考チ加ヘテ今ノ知行ニシテ百四十三萬五千石、又其弟慧性ノ領知十八萬五千貫、今ノ高ニシテ九十二萬五千石ニ當ル、貫高ノ稱ハ鎌倉將軍ノ末京都將軍ノ始ヨリ起リ、東國西國一統ニ行ハレシモノニテ、大凡ソ北條相模守時宗ノ時代ニ起リ、足利尊氏ノ頃ヨリ專ラ行ハレシモノナリト、信長ノ頃ニ貫高ノ稱アリシ事ハ、備前老人物語ニ、今川義元と戰のとき、築田出羽守よき一言を申し、信長公大利を得給ひ、其場にて沓懸村三千貫の地を賜ふトアルニ依リテ知ラル、租調考ニハ、足利の代専ら貫高を以て唱へ、天文の頃より今の石高に成れりトアリ、土佐國幡多郡中村郷不破村八幡宮所藏永祿二年ノ古文書ニモ貫高ノ稱アリ而シテ農政本論ニ、

天正十六年島津義久ニ攝津國ニ於テ飼馬料一萬石ノ地ヲ充テ行ハレタルコアリ、其他諸大名ニ賜リタル知行目錄ニ、皆石高ヲ以テ記載セリ、家忠日記ニ天正ノ初マテハ知行高何貫文トアリシヲ、同十八年關東御入國ヨリ、御家人ニ采地ヲ賜ハルニ何萬何千石誰々ト見ユ、是全ク錢給ノ石高ニ直リタルハ上方ヨリ始リタルコニテ、關東ニテ始リタルニ非ザレバナリ、又天正十八年ニ淺野彈正長束大藏ガ繩入シタル水帳ヲ視ルニ、皆石高ヲ以テ記セリトアリ、然ラバ豐臣氏ノ世ニ全ク貫高ノ稱ヲ廢シテ一般ニ石高ノ稱ヲ用ヰラレタルモノナルコトヲ知ル可シ、當時増田右衛門長束大藏勘定ノ事ニ奉行タリ、此二人ハ頗フル理財ノ術ニ長セリ、

貫トハ永錢ノ貫文ニ非ズ、軍役ヲ田地ノ坪ニ割付ケシヨリ起リシ稱ナリト謂フ、例ヘバ百貫文ノ地トハ百貫文ノ軍役ヲ出ス可キ土地ノ義

一貫ハ田
千坪

ナリ、之ヲ永何貫文ト唱フルハ永樂錢ノ流通ノ盛ナル頃ヨリ出來タル名目ニテ、鎌倉時代ニハ決シテ無キ事ナリトゾ、サテ一貫文ハ田幾何ニ當ルヤ、撈海一得草廬雜錄等ニハ、田地千坪ヲ以テ一貫文トシ、一坪即チ當一文、是ヨリ獲ル所ノ初チ平均一升ト定メ、一貫ノ地ヨリハ初十石ヲ產出ス、故ニ五合摺ノ法ニ依リ一貫ノ地ヨリハ實米五石ヲ獲ルヲ以テ率トストイヘリ、鈴錄ニハ凡ソ田一坪ニ苗一把種ニ、百坪ニハ百把種ウ、之ヲ百目ト云、千坪ニハ千把種ウ、之ヲ一貫目トイフ、此積リニテ大抵十貫ハ百石、百貫ハ千石ニ當レリ、然レモ上中下ニ依リテ一定セズ、是レ古法ナリトイヘリ、然ラバ一貫ハ千坪ニ相當ス、其所得十石、之ヲ五合摺ニスレバ實米五石ヲ獲ルナリ、永祿二年ノ古文書奥羽地方ノ古記錄等ニ徴スルモ、田千歩ヲ以テ一貫ト爲セリ、然ルニ武家系圖ニハ田五段ヲ以テ一貫トシ、是ヨリ得ル所ノ實米ヲ五石トス、農政本論モ亦此例ニ依リ

一貫ハ田
五段

一貫ハ一石

テ、楠正成所領河内國七千貫一貫文五段ノ定額ニテ即チ七萬石ノ所領ナリトイヘリ、國學忘貝ニハ千石即チ千貫ナリトノ説ヲ掲グ、續武將威狀記ニモ亦永祿八年ノ古文書ヲ引キテ、三州邊ニテ一貫ハ即チ一石ナリトイヘリ、謂フニ戰國割據ノ代、交通ノ便ナク、諸制區々、質高ノ如キ其稱ヲ同フシテ地方ニ依リ其制ヲ異ニシタルコトナキヲ保セス、仍リテ異説ヲ掲グテ讀者ノ參考ニ供ス、

毛見ノ法

田租ノ制

旱水損

豐臣氏檢見ノ法ヲ用ヰテ收獲ノ多少ニ依リ稅率ヲ二様ニ區別シ、毛ノ相應ニ付キタル時ハ、三分一三分二ノ制ニ從ヒテ田租ヲ徵集ス、曩キニ田一段ニ稻壹石六斗粟壹石貳斗ト云ヘルハ上田平年ノ租ヲ謂フナリ、旱損水損其他風災ヲ被リタル場合ノ如キ、一段ノ收獲米若シ壹斗以內ナレバ田租ヲ全免シ、以テ翌年ノ收獲力ヲ養ハシメ、若シ一段ノ收獲米壹斗以上ナレバ直チニ平年ノ稅率ヲ適用ス、此ノ如キハ元ヨリ稅率

田租ノ異制

はらむ事

ノ大要ヲ示スノミニシテ、實際ニハ此規定ノ不都合ヲ見ル事ナシ、而シテ二公一民ハ豐臣氏ノ法度ナリト謂フト雖モ、カノ豐臣氏ノ威力ノ及バサル諸強藩ニ在リテハ、或ハ四公六民ノ制ヲ用ヰ、或ハ五公五民ノ制ヲ用ヰ、又或ハ六公四民ノ制ヲ用ヰタル處アリシトゾ、
はらむトハ蓄ヘテ出サマル義ニシテ、今モ商品ヲ買込ミテ賣出サマルヲはらむトイフコトアリ、故ニ年貢ヲはらむトハ年貢ヲ抑留スルコトイフ、百姓若シ年貢ヲ抑留スル時ハ、豐臣氏ノ之ヲ罰スルコト極メテ嚴ナリ、蓋シ年貢ハ由リテ以テ政治機關ヲ運轉セシムル資力ニシテ、之ヲ抑留スルハ即チ直接ニ政府ノ生存ヲ害スルモノナリ、是ヲ以テ百姓年貢をばらみ夫役以下不仕之、隣國他郷へ相越へからず、若隱置輩に罷いてハ、其身事ハ申ニ不及、其在在所中曲事たる可き事ト定メラル、百姓若シ此罪ヲ犯シ而シテ其犯人ヲ隱匿スル者アル時ハ、其在在所ノ百姓ヲ盡シ

連座ノ法

罪科ニ處スルナリ、之ヲ連坐ノ法トイフ、刑ハ罪人ノ一身ニ止ルコトハ個人主義ノ法律ノ原則ナリト雖モ、族制時代ニ在リテハ泰西諸國ト雖モ當時ノ日本及ビ支那ニ於ケルガ如ク、連坐ノ法ヲ設ケタルコト無シトセズ、支那ニテハ一家一族ヲ罪シ若クハ三族ヲ誅スル事アリシコトハ、其歴史ニ徴シテ明カナリ、而シテ我國ニテハ此法度ノ規定ノ如ク、一人ノ罪延イテ在所一般ニ及ブコトアリ、是レ一ハ犯罪人ヲ容易ニ逮捕シ、從ツテ犯罪ヲ容易ナラシメザル行政上ノ便益ヨリ生シタル法度ナル可キモ、一ハ村落團結ノ永久不滅ナラン限り無窮ニ制裁ヲ加ヘ、能ク懲戒ノ効ヲ奏スルコト得ルガ爲メニ設ケラレタル規定ナル可シ、

百姓

百姓ト稱スルハ單ニ農民ノミヲ指シタルガ如クナレドモ、元來百姓トハ、平民ノ總稱ニシテ、貞丈雜記ニモ、百姓と云ハあまねく天下の諸人をさして云也トアリ、然ラバ農ト工商トヲ問ハズ、姓氏混亂シテ源平藤

百姓ノ保護

橘其孰レニ屬スルヤヲ定メ難ク、カノ名ノミヲ稱シテ姓ヲ唱ヘザリシモノハ皆百姓ナル可キニ、百姓町人ト稱シテ農ト工商トヲ區別スルコトアリ、東鑑建保三年七月十九日ノ條ニ、町人以下鎌倉中諸商人可定員數之由被仰下云々トアルヲ見レバ、町人ノ稱ハ鎌倉時代ニモ既ニ世ニ行ハレタルモノトゾ知ラル、元來我國ハ農ヲ以テ國家ノ大本トシ、往古ノ人民ハ舉ツテ農ニ屬シ、百姓トハ國民即チ農民ノ代名詞ノ如クナリシカ、後商工ノ漸ク發達スルニ及ンデ百姓ノ外ニ町人ノ名稱ヲ生シ、以テ農ト工商トヲ區別スルニ至レルナラン、而シテ當時農ハ主トシテ年貢ヲ納メ國家ノ財用ヲ給足シ、士ハ戰鬪攻略ニ從事シテ、立法者ノ眼中一ノ工商アルコトナシ、故ニ法律ノ保護ヲ受クル者ハ多クハ士ニ非ズンバ農ナリ、是レ此法度ニ工商ニ關スル規定ヲ見ザル所以ナリ、

豐臣氏ノ百姓ヲ保護シタルハ、其國其在所給人ハ百姓等ニ諸事迷惑

せざる様に令分別年貢をも全とり候様ニ可申付候代官以下ニ不任念
を可入次對百姓等いはれざる儀を申懸やからわらば其給人可爲曲事
トアル等ニテ知ル可シ此規定ハ以テ應仁以降國事多端ニシテ財用窮
迫シ領主賦歛ヲ重クシテ百姓ヲ虐待シタル事蹟アリシヲ思フ可ク又
以テ領主ハ諸務ヲ代官以下ニ放任シテ願ミザルガ故ニ往々私曲行ハ
レテ百姓ノ困難スル者アリシ事ヲ知ル可キナリ、

豊臣氏ノ農政中尙ホ一ノ記ス可キモノアリ年貢ニ用ナル可キ枿ヲ
一定セラレタル事はナリ當時世間ニ流布シタル枿ハ近江枿紀伊國枿
甲州枿等ナリ而シテ最モ廣ク用ナレタルハ鎌倉小枿ト稱スル徑五
寸深二寸五分ノモノナリ農政本論ニ豊臣氏ハ之ヲ改メテ徑四寸九分
深二寸七分ト爲シ從來用ナタル枿ヲ廢セリ此新枿ノ容量ハ古枿ヨリ
大ナルガ如クニシテ却テ小ナリ是豊臣氏ノ愚民ヲ瞞着スル鄙吝ナル

策略ナリト論ゼリ然ルニ多聞院日記天正十四年十月九日ノ條ニ奈良
中賣買の枿中坊より京番とて悉く郷中へ被出家毎に如此用意して判
を可取代二斗づゝ云々今迄の十合の三升入なり今出たる一石と申す
は前の十合ニハ一石二斗在之云々珍敷難儀計リ被申付候也トアリ地
方新書ニ右多聞院日記ヲ註解シテ曰ク番ハ判字の借字なるべし俗に
圖章を印判とも押字を書判とも云へりこの頃量に烙印又は花押をす
ることなりしかば量も判と云名起りしあり京判とは京量と云如し今
も武佐判八合判等その名残り也量様を郷々へ出し示して家毎にこの
大に倣ひ作り烙印花押を請て用ぬよ其代量毎に米二斗づゝ出すべし
と也又常用量に二合増たりと云り常用量は今の八合を一升とする量
あり今頒たれし量の一石は一石二斗あり此令の出しを難儀とせしは
租税の事なるべし賣買は渡すかた大升あれば請取かたも大升あり又

小升のものゝ價が百文なれば大升は百二十文あるべければ、別に損にはあらざるあり、畢竟市中取引も租税も同量たるべしと令せられしをなげきしなるべしと、而シテ多聞院日記ニ京番ト云ヘルハ、竪五寸一分横五寸一分半深二寸四分半アリトセリ、然ラバ農政本論ノ新斛ト其容量相同シカラズト雖モ、要スルニ豊臣氏ノ新斛ノ容量ノ古斛ヨリ大ナル事ハ二書ノ示ス所ニ徴シテ自ラ明白ナリ、此法度ニ十合ノ斗升又ハ小升ト云ヘルハ、多聞院日記ニ所謂十合升ニシテ、地方新書ノ常用量ナリ、豊臣氏ハ此法度ヲ以テ新タニ升制ヲ定メタルニ非ズ、唯年貢上納ノ際ニ用キル可キ升ヲ一定シタルニ止ルノミ、是レ當時世間ニ流布シタル升ノ數様アルガ爲メニシテ、豊臣氏ハ多聞院日記ニ見ユルガ如ク、此年十月ニ至リテ升ノ制ヲ改メタルナリ、而シテ年貢米ヲ量ルニハ一斗升ニテ一斗量リタル毎ニ一タビ拍手ス、是レ升量ノ際ニ行ハレタル種

升量ノ作法

々ノ弊害ヲ避ケンガ爲メナリ、内米トハ積置中ニ生スル自然ノ減量又ハ運搬ヨリ生ズル避ク可カラザル損失ヲ見積リ豫シメ徴收スル米ニテ、役米トハ手数料トシテ上納スル米ヲ謂フ、内米ヲ一升斛ニテ二升納ムル外ニ手徴米等ヲ徴收スル事ナシ、是レ亦給人等ノ横斂ヲ防遏スルノ意ニシテ、百姓ヲ保護スルノ策ニ外ナラズ、然レモ豊臣氏ノ百姓ヲ保護スルハ、百姓其者ヲ保護スルノ目的ニ非ズシテ、寧ロ年貢ヲ完納セシムルヲ以テ目的トナセルコトハ、法度ノ明文ヲ見テ之ヲ察ス可シ、

堤防ノ修繕

水利ハ農事ニ重大ノ關係ヲ有シ、一堤防ノ利害實ニ郡村ノ盛衰ニ係ルモノアリ、是ヲ以テ豊臣氏ハ堤防ノ修繕ヲ苟且ニセズ、其小破損ハ正月中ノ農隙ヲ見テ百姓自ラ之ヲ修理シ、大破ニ及ビタル時ハ一應上申シ、其指揮ヲ待ツテ土木ヲ起ス事ト爲セリ、是レ大破修繕ノ時ハ、上命ニ非ザルヨリハ容易ニ成功ノ期ヲ見ル可カラズ、而シテ又利害ノ關係ノ

豊臣氏ノ
理財ノ効

他ニ及ブモノ有ルヲ以テナリ、

豊臣氏ノ農政ハ上來示シタル數條ノ法文ニ由リテ其大要ヲ窺フ事
ヲ得可シ、此ノ如ク豊臣氏ハ夙ニ農政ノ整理ニ注意シ、國用ヲ給足スル
ノ途ヲ啓ケリ、他日征韓ノ大圖ヲ實地ニ演スル事ヲ得タルハ實ニ偶然
ニ非ザルヲ知ラサル可カラズ、人ハ云フ秀吉ハ其性粗豪ニシテ精密ナ
ル事業ヲ爲スニ適セズト、秀吉ハ粗豪ナリ、其粗豪ナルハ即チ秀吉ノ能
ク將ヲ將タリシ所以ナリ、然レモ計畫緻密ナラズ用意周到ナラズ、而シ
テ能ク大事業ヲ成シタル者古ヨリ未ダ曾テ之レ有ルヲ聞カズ、續武將
感狀記ニ、天正十三年秀吉仙石權兵衛ヲ商賈ト爲シテ九州ニ遣ハシ、山
々野々浦々島々ノ地理ヲ見セシム、三年逗留シテ委細ニ圖シテ歸ル、秀
吉熟覽シテ九州ノ地形ヲ諳ンズ、秀吉島津ヲ伐タル、事只氣勢ヲ恃ン
テ思慮ナキガ如クナレトモ、其萬變ニ心ヲ用ヰラル、事皆此ノ如シト

豊臣氏ノ
武家ノ作
法

イヘリ、是秀吉ノ人ト爲リノ一端ヲ窺フニ足ルモノナリ、果シテ然ラバ
秀吉ガ征韓ノ大志ハ、焉ンゾ其農政ニ意ヲ用ヰタル當時ヨリ既ニ胚胎
セシモノニ非サルヲ知ランヤ、然レモ人ハ隴ヲ得テ又蜀ヲ望ムコトア
リ、秀吉業テニ海内ヲ討平シテ而シテ後ニ征韓ノ志始メテ動クト爲ス
モ、其千軍萬馬ヲ驅リテ鷄林八道ヲ蹂躪スルコトヲ得タルハ、全ク之ヲ其
理財ノ効ニ歸セザルヲ得ズ、

武家ノ作法ハ徳川氏ノ代トナリテ一定シタルモノ多ク、レドモ豊臣
氏ノ世ヨリ傳ヘタルモノモ亦尠ナカラズ、武學拾粹ニ昔時奉公人ノ一
旦召ニ就キ、其主人ヲ外シテ他ノ主人ヲ取リタル時ノ如キハ、殊ノ外嚴
格ニテ、舊主人ノ許サマル間ハ一切他ノ主人ニ事フルコト能ハズ、此ノ如
キ事ハ誰ノ定ムルトナク、何ノ世ヨリカ一般ノ武家ノ作法タリシガ、今
ハ之ヲ知ル者サヘ稀ナルニ至レリ、依リテ後昆ノ爲ニ之ヲ記シ置クト

イヘリ、此書ハ徳川氏ノ季世ニ印行セラレタリト覺ユ、享保十七年新見正朝ガモノセシ昔物語ニモ之ト同様ノ記事アリ、然ルニ豊臣氏ノ法度ニ同一ノ規定アルヲ以テ見レバ、此作法ハ豊臣氏ノ法度ヨリ出テ、徳川氏ノ初世ニモ行ハレタルモノナル可キカ、備前老人物語ニ、吉田久左衛門鶏をもどめて陣屋ニ飼置たり、家康公ある夜鶏の聲を聞召れ、これは多分吉田久左衛門か鶏を飼をきたる物ぞとて尋ねさせ給ひしに、果して久左衛門にてありけり、時を知るへき心懸奇特ありとて御感有しなり、此久左衛門後には關白殿につかへ、其後は三河守殿へ参り、大坂陣の時は吉田修理といひし也、其時家康公、吉田修理とは何者ぞと尋ね給ひしに、吉田久左衛門と申し、人にて候と申す、其時、それは我をさらひて一たび關白殿へ出たるものぞと仰せられけりとアリ、久左衛門が其名ヲ修理ト改メタルハ偶然ニ出タルカ、再ビ舊主ニ歸參スルコトヲ面目

ナシト思ヒテ然ルカ、將タ此法度ノ爲メニ名ヲ變シテ仕ヲ求メタルニハ非ザルカ、今之ヲ知ルニ由ナシト雖モ、要スルニ當時將ハ良士ヲ得ンコトヲ欲シ、士ハ良卒ヲ求ムルコト平時ヨリ急ナル可ク、而シテ士卒ノ功名心ニ富ミ榮達ノ氣ノ熾ナル者モ亦其主ヲ擇ブノ情ハ益切ナラン、從ツテ士卒ノ其主ヲ二三ニスル者ノ尠ナカラザリシガ爲メ、此法度ノ規定ヲ要スルニ至リシナリ、今日甲ニ仕ヘタル者明日若シ乙ニ仕フル事ヲ得バ、自然甲ノ内事ヲ乙ニ漏スガ如キ恐アリテ、疑讒之ヨリ生ゼン、即チ平穩無事ヲ期ス可カラズ、當時ノ主從ノ情態ヨリ察スル時ハ、此法度ノ首ニ此規定アル事ハ偶然ニ非ザルガ如シ、

中間トイフハ、伊勢貞丈ノ四季草ニ、昔ハ侍中間小者と次第して、侍と小者との間にある故、中間といひたる也トアリ、武家ノ代ト爲リテ出來タル名稱ナリト見エテ、源平盛衰記東鑑等ニモ既ニ中間ノ名稱見エタ

リ、宗吾記ニ、公方様には御中間とてはなく候、武家には雑色ザツシキと申すは中間より下リ、馬屋の者より上り也、公家には中間を雑色と被仰候、又公方様の御雑色と申は別にて候トアリ、中間ハ公家ニ無キコト明カナリ、中間モ時世ニ從ツテ多少ノ變遷アリ、元文中ニ世ニ出タル條々聞書抄ニ、古の中間ハ侍の二男三男あども中間にありたる也、今の世の江戸の武家の中間の類にはあらず、古の中間小者は素襖ひたゝれを着せし也トアリ、又四季草ニ、大的時拜記ヲ引キテ、矢取の中間直垂を着すべきよしみえたり、今世の中間よりは品よろしき者也トアリ、泰平ノ代、中間ハ家内ノ雜務ヲ掌ル職トナリ、其ノ品格モ漸ク下リタルナリ、而シテ古來中間以下ノ者ニハ苗氏ヲ名乗ラシメザル作法アリ、四季草ニ、武雜書札篇天文二年七月六日の首注文を記したるに、中間彦六と書て苗氏なし、其外侍には皆苗氏を書たり、昔も中間ニハ苗氏を名乗らせざりしと見

中間小者
ハ苗字ヲ
名乗ラズ

ゆトアリ、又條々聞書抄ニ古より中間ハ苗字を名乗事なし、是侍と違たる所あり、小者ハ勿論苗字名乗らずトアリ、源平盛衰記ニモ黒丸といふ御中間トアリテ苗字ナシ、東鑑弘長三年八月八日將軍御上洛ニ付諸奉行ヲ定ムル條ニ、御中間信濃判官時清トアルハ、中間ノ奉行ヲ云ヘルニテ中間ニハ非ザル可シ、

小者

小者ノ事ハ、御成次第故實ニ、御小者も御輿のきは左あがり候、御草履を持候御小者、久しく召仕はれたるちと年寄たるが持候トアリ、永正ノ頃ノ小者ハ此ノ如キ者ナリ、又條々聞書抄ニ、小者に鞭さるせ候事は本式にてはあくトアリ、小者ニ鞭ヲ差サセテ主人ノ馬側ニ隨從セシメタル事モアリシナリ、永祿十一年靈陽院義昭公ガ朝倉義景ノ亭へ御成之記ニ、御小者右の先き熊若鶴若、左の先き梅若干若トアリ、走衆故實ニモ、御小者ハ千若トアリ、小者ハ幼童ユヘ一般ニ其名ヲ何若ト付ケタル

モノナル可シ、宗吾記ニ、公方様御小者ハ六人ツ、番に罷りて走り候、さ
候程に、大名衆は四五人迄も過ぎ候由古き人は申され候トアリ、足利時
代ニハ小者ヲ随從セシムルニ作法アリシト見エタリ、

あらしこ

あらし子トハ當時ノ俗稱ナル可キカ、古書ニ見エズ、此者ハ中間ノ下
働キヲ爲ス輕輩ノ名稱ニシテ、九州地方ニテハ今尙ホ百姓ノ奉公人ヲ
一般ニあらし子ト呼ブ所アリ、

當時ノ人民ノ風俗ハ極メテ素朴ナルモノ、ニシテ、服装ニ關スル此法
度ノ規定ヲ見ル時ハ、其一斑ヲ窺ヒ知ルニ足ル慶長見聞集ノ關東衣服
昔に替る事ト題スル條ニ、見しは昔關東ニてのていたらく、愚老若き頃
迄は諸人の衣裳木綿布子也、麻は絹に似たればとて、麻布を色々に染め、
綿を入れひへと云て上着にせしなり、木綿の關東に出來始ること、大永
元年より慶長十九年當年迄は九十四年このかたと知られたり、愚老若

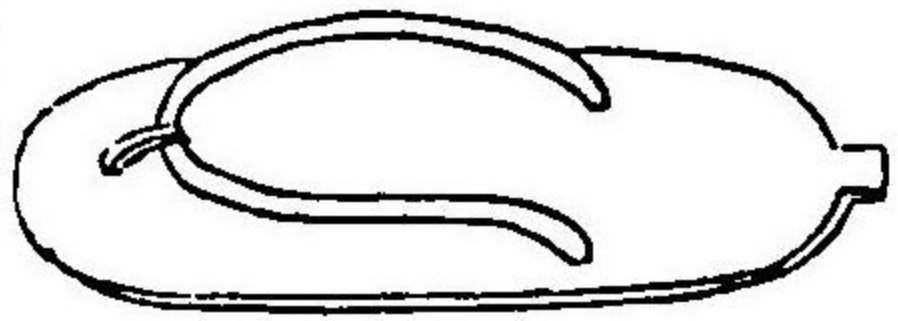
豊臣氏ノ
服制

き頃諸人のはかま木綿あり今の時代は麻あり、扱又此頃絹の裏付袴は
やりぬ云々トアリ、然ラバ慶長十九年ヨリ殆ンド三十年前ニ當ル豊臣
氏ノ當時ニハ、關東ノ諸人ノ衣服ハ麻又ハ木綿ニテ作ラレシナリ、關西
ニテモ絹ハ普通ニ用サレタルモノニ非ズ、此法度ニ小袖御服ノ外ハ
絹裏タルヘシトアルハ、豊臣家ノ小袖ハ特別ナルヲ以テ絹ヲ用サリ、其他
ノ小袖ハ絹裏タルヲ得レモ絹小袖ヲ用サリ、コトヲ得ズトノ義ナリ、但
シ此際國用多端ナルヲ以テ、俄カニ絹裏ノ小袖ヲ用サリ可カラス、元來
小袖ハ綿ヲ入レタルモノナルガ故ニ絹裏タルヲ要セズ共裏ニテ可ナ
リトナリ、宗五記ニ、三月中ハ袷にうす小袖、四月より袷を着候、五月四日
迄袷、五日ヨリ男衆ハかたびら、女中衆ハ殿中ニすむしうらのねりぬき
を召し候トアリ、四月一日わたぬきたる間、それよりのち絹裏たるべき
事トイヘルハ、即チ小袖ヲ脱キ去リ袷ノミトナルニ、此時ヨリ、絹裏ノ

小袖

衣服ヲ用ヰルヲ許サレタルナリ此規定ニ依リテ絹ノ當時ニ貴重セ
 ラレタル事ヲ知ル可シ四季草秋之卷ニ小袖といふは凡て袖の下を丸
 く縫たるを云、袷にても、綿入にても單物かたびらにても、袖の下丸さは
 小袖なれども、今は綿入のみを小袖といふ事にあり、小袖といふ名は
 衣柏キヌアコなどに對していふあり、衣といふも柏といふも同じ体にて、柏は衣
 よりも少したけ短く、足のくるふしのかくるゝ程なり、衣はそれよりも
 少長し、一体小袖のごとくにて左右の腋をぬひ合せずして、兩腋をすそ
 の方まであけて置なり、袖は大にて四角にして廣袖あり、わた入ず、袷あ
 り、此大ある袖に對して小袖といふ也トアリ、斯ノ如ク始メハ衣柏等ニ
 對シテ小袖ト云ヘルヲ中頃ハ綿入ノミノ稱トナリ、今ハ何物ヲ小袖ト
 呼ビ做スヤヲ確知セザル者アルニ至レリ、
 侍ハ一切しきれハクヲ禁止セラレ、主人ノ供ヲ爲ス時ハあしなか

しきれ



ヲ用ヰル事ト定メラル、しきれハ、貞丈雜記ニ尻切ト書ク、革
 にて作りたるはき物あり、道のしめり有時はく物也トアリ、
 其ノ形ハ如圖、宇治拾遺用經あら卷之事ト題スル條ニ、落つ
 るものはひらあしだ、ふるしきれ、ふるわらうづ、ふるぐつと
 アリ、しきれハ古クヨリ有リシモノトソ知ラル此等ノ規定
 ハ、當時ノ士卒漸ク情弱虚飾ノ弊風ヲ生ゼントスルヲ防遏スルノ意ニ
 出テタルモノナリ、長澤聞書ニ利休せつたと申事工み出し被レ申候トア
 リ、雪蹈ハ疊付ノ尻切ナリ、謂フニ利休ガ此ノ發明ヲ爲シタルハ侍ガ尻
 切ハク事ヲ停止セラレタルノ故ニハ非ザルカ、尙ホ考フ可シ、あしなか
 ノ事、條々聞書抄ニ、足半分の草履也トアリ、其形草履ニ似テ短シ、今モ河
 ナ渡ル時ナド滑ラヌ爲メニ之ヲ用ヰルコトアリ侍ガ主人ノ供ヲ爲ス
 時ニ足半ヲ用ヰルハ豊臣氏ノ當時既ニ武家ノ作法アリシナリ、貞丈雜

あしなか

袴及足袋
ニ裏付ク

記ニ雜々記ヲ引キテ、おしなかに禮儀あし、人の敷皮に座し候ども、通るときあしあかは脱くまじき也とあり、是を以て考ふるに、敷皮しきて座したる人の前を通るには、草履沓あどをばぬぎて通りたると見ゆたり、足半はぬがさる也トイヘリ、是レ武家ノ作法ナリ、當時又袴及ヒ足袋ニ裏ヲ付クル事ヲ禁止セラレタリ、袴ニ裏ヲ付クルハ古クヨリアリシト見エテ、宗五記ニ、近世肩衣袴に裏を付くるハ古の裏打の直垂より出たるものありトアリ、而シテ四季草ニ、麻上下の事室町殿時代には肩衣袴といひしなりトアレバ、其頃ヨリ既ニ裏付袴ノ有リシコト明カナリ、足袋ニ裏付クルヲ禁止セラレシハ、當時一般ニ革足袋ヲ用ヰタル故ニ、革足袋ニ裏ヲ付クル事ヲ禁止セラレタルナリ、和名鈔ニ、今按野人以鹿皮爲半靴、名曰多鼻、宜用此單皮二字乎トアリ、サテ革足袋ノ事ハ、骨董集ニ、文祿の比の古畫を見るに小櫻の紋ある革足袋をはきたる

革足袋

男子あり、紫革の足袋ハ女子ニかざれりトアルニテ、當時ノ有様ノ一端ヲ窺フヲ得可シ、條々聞書抄ニ、紫ハ公方様御用の色ある故、平人ハ何にも紫をば憚るあり、紫地ニ白く散らして小紋を出したるをば、錦革どもおもて革ども云て、これは公方三職あどの外ハ用ゐる事禁制也、かき色の地ニ白紋あるは、誰も用ゐる事をゆるさるる也ヘ御免革と云也トアレドモ、コレハ遙カニ天正以前ノ事ニテ、其後平民ニテモ紫足袋ヲ用ヰルニ至レルコトハ、骨董集ニ引用セル獨語ニ、我したしき者の内に、慶長元和の比生れたる者男にも女にもありて、寛永のころを年の盛にて經たりといふに、男ハ冬革のうちかけ革の袴を美服とし、女ハ紫の革の足袋をはくをよきけはひとせりといふトアリ、又慶安二年ノ印本尤之雙紙ヲ引用シテ、童一人ありけるが、紫鹿子の小袖きて、うす紫のくし帯、紫足袋をはきにけりトアルニテモ知ラル、然ルニ延寶九年ノ板本、都

風俗鑑及ビあかし物語ナドニ足袋ハ白革を賞美し紫足袋ハ後れなりトアルニ由リテ考フレバ、流行更ニ一轉シタル事ヲ知ル可シ、此ノ如ク當時ノ足袋ハ何レモ革足袋ニテ未ダ木綿足袋ナシ、翁草卷五ニ昔は男女共に革足袋を用ゆ、明曆の後革の價高くありて木綿足袋を用ゆトアリ、明曆ハ天正ヲ距ルヲ凡ソ七十年ナリ、我衣ト題スル書ニ天和の頃より木綿の畦さしの足袋はやるトアリ、天和ハ明曆ヲ距ルヲ廿餘年即チ豊臣氏ヨリ大略百年ノ後ナレバ豊臣氏ノ當時ニハ未ダ木綿足袋ヲ用ヰル者ナカリシ事明カナリ、然レモ寛永廿年印本ぬすみ物語ニ其頃ノ風流才子ハ高麗さしの木綿足袋ヲ用ヰルヲ載セタルニ由レバ、其頃ヨリ稀ニハ木綿足袋ヲ用ヰタル者モ有リシナランカ、革足袋ニ裏ヲ付クルハ、室町殿日記卷十足袋注文ノ條ニ紫足袋ひもからくれゐる裏御付候て十足トアルニテ古クヨリ有ル事トゾ知ラル、サテ又中間小者ハ

一切足袋ハソコヲ禁止セラレタリ、元來足袋ヲ用ヰザルハ武家ノ作法ニテ、條々聞書抄ニ足袋ハ御禁制なり、足袋五十歳已上御免、五十歳に及ばずとも病体は御免を蒙りて用ゆべき由、鹿苑院義滿公の御代永和二年三月廿七日より定めらる、此事室町記に見たりトアリ、又四季草ニ宗五記ヲ引キテ、足袋の事殿中へは御免候はではえはき候はず候、御免の時は必御たび一足被下候、公家にては素足を無禮として鞆シヤクをはく也、武家にては古より素足を禮として足袋はくを無禮とする也、かようの事公家武家の禮同じからざる也トアリ、
斯ノ如ク巨細ノ事ヲ規定シ來リテ人民ノ些々タル日常行爲ニ及ブ是族制時代ノ法律ノ通態ニシテ宛然老婆ノ其子女ニ對スルガ如シ而ノ其條數ハ僅々十餘故ニ余曰ク古代法ハ簡ニシテ密ナリト而シテ最後ニ右條々若有違犯之輩ニ者可レ處ニ罪科者也トアリ、是レ即チ法度ノ法

度タル所ニシテ、此一條ノ爲メニ全文活力ヲ添フルニ至レリ、スチープ
ノ氏曰ク、凡百ノ法律ハ皆刑法ノ壹部タル事ヲ得ト、此法度ニ於テ讀者
其然ル所以ヲ了知セン、

○第一章

定

一日本者神國たる處、さりしたん國より邪法を授候儀、甚以不可然事、
一其國郡之者を近付門徒にふし、神社佛閣を打破と前代未聞候、國郡
在所知行等給人に被下候儀者當座事に候、天下よりの御法度相守、
諸事可得其意候處に、下々として猥儀曲事候事、
一伴天連其智慧之法を以、心さし次第檀那を持候半と被思召候處、如
右日域之佛法を打破候事曲事候條、伴天連儀日本之地には被差置
間敷候間、今日より廿日之間に用意仕可歸國候、其中下々伴天連に

法度ノ由
來

不謂族申懸者あらば可爲曲事、

一黒舟之儀は商買之事候間各別に候、年月经諸事賣買可仕候事、

一自今以後佛法之妨を不成輩は、商人之儀は不及申候、何にてもさり
したん國より往還不苦候條、可成其意事、

天正十五年六月十九日

御朱印

此法度ハ長崎志ニ登載スルヲ以テ世人ノ熟知スル所ノモノナリ、天
正十五年三月秀吉島津義久ヲ伐チテ之ヲ降シ、同七月九州ヲ一定セリ、
然ラバ此法度ハ秀吉ノ九州滞在中ニ規定セラレタルモノニシテ、即チ
長崎志ニ登載スル所以ナリ、抑モ基督教ハ貿易事業ト共ニ我國ニ傳來
シ、西國ノ地方ヨリ漸次中國ニ傳播シ、僅々二三十年ノ後到ル處其信者
ヲ見ザルノ地ナキニ至レリ、西教史ノ記スル所ニ據レバ、日本傳道ハ後
奈良天皇ノ天文十九年「サン、フランソア、ザウイエ」ノ布教ヲ以テ嚆

日本傳道
ノ始

矢トナス、即チ今ヨリ凡ソ三百五十年前ノ事ナリ、豊臣氏ノ當時ニハ其信者既ニ貳萬餘人アリテ、内ニハ大友大村有馬ヲ首トシテ貴人ノ洗禮ヲ受ケタル者少シトセズ、秀吉ハ基督教ヲ信ゼザリシガ、始メハ必ラズシモ之ヲ攘斥セザルノミナラズ、却テ其信者ヲ任用シタリシヲ以テ、秀吉ノ鼻息ヲ窺カヒ一時之ニ歸依シタル者亦多カリシトゾ、

宣教師ハ三十年來無事ニ内國ノ布教ニ從事シ、且ツ曩キニ信長ノ知遇ヲ得テ南蠻寺ヲ興シ、熾ンニ傳道ヲ爲サントスル途端、突然出顯シタル此法度ハ眞ニ青天ノ霹靂ナリ、然レモ、戰國政治家ノ處置トシテ之ヲ見ル時ハ、敢テ異ムニ足ルモノナシ、余ハ此法度ヲ解説スルニ先チテ、此法度ノ由リテ生シタル所以ヲ記セント欲ス、

南蠻寺興廢記

世ニ南蠻寺興廢記ト題スル書アリ、豊臣氏ノ新宗破却ノ顛末ヲ記ス其大要ハ、新宗徒信長ノ加勢ヲ得タルガ如ク、秀吉ノ加勢ヲ得ントテ秀

吉ニ昵近センヲ欲シ、其機會ヲ求ムレドモ得ズ、當時秀吉ノ近習ニ中井修理太夫ト呼ヘル者アリ、元ト中井半兵衛ト稱スル工匠ニシテ、大阪ヲ始メ處々ノ普請評議ニ參加シ、秀吉ニ近仕セリ、南蠻寺ノ教徒先ツ修理太夫ノ老母ヲ新宗ニ歸依セシメ、修理太夫ヲ勸カシテ以テ秀吉ニ達セント欲シ、一日信徒梅庵トイフ者ヲシテ策ヲ運ラシテカノ老母ニ説カシメタレドモ、事遂ニ成ラズ、偶々修理太夫家ニ歸リ、老母ヨリ事ノ次第ヲ聽キ、秀吉ニ言上セリ、秀吉ノ機敏、忽チ新宗ノ計略ヲ觀破シテ曰ク、南蠻寺ノ如ク巨多ノ財寶ヲ費シ、人ノ慾心ヲ利用シテ宗門ニ歸依セシムル宗教アルヲ聞カズ、修理太夫ノ老母ヲ説破シテ余ニ昵近セントノ策眞ニ懼ル可シ、今大名中既ニ新宗ニ歸依シタル者尠カラズ、今日之ヲ禁止セズンバ他日動カス可カラザルニ至ラン、速カニ南蠻寺ヲ破滅ス可シト、乃チ増田右衛門尉長束大藏大輔ニ命シ、三千騎ヲ遣ハシテ南蠻

寺ヲ圍マシム、當時石田治部少輔小西鐵津守高山右近等新宗歸依ノ人々ナレバ、密カニソレト内通シケルニ依リ、梅庵等ハ早クモ逃走シ、後レテ寺中ニ在ル者ハ盡ク逮捕セラレタリ、秀吉、日本人ニ非サレバ日本ノ罪科ヲ糺スニ及ハストテ、外國宣教師ハ盡ク之ヲ肥前長崎へ送り遣ハシ、阿蘭陀船ニ乗セテ本國ニ歸ラシメ、重テテ來ル時ハ斬ニ處ス可キ旨ヲ達セリ、之ヲ切支丹破却ノ第一トス、トイフニ在リ而シテ南蠻寺新宗門ハ信長ノ代永祿十一年ヨリ繁昌シケルガ、茲ニ秀吉ノ天正十三年ニ至リテ滅亡セリト謂フト雖モ若シ果シテ然ラハ此法度ノ世ニ出タル前既ニ秀吉ノ基督教殄滅ノ舉アリト論ゼザルヲ得ズ、然レモ西教史ハ、宣教師ニ日本退去ヲ命ゼラレタルヲ天正十五年ノ事ナリトス、而シテ此法度モ亦天正十五年ニ出タルモノナレバ、此法度ハ恐ラクハ我國ノ基督教殄滅ノ第一着ト見テ可ナラン、

當時外國商船ノ日本ニ着スルヤ、其船人ノ上陸スル者多クハ放蕩無頼ノ人類ニシテ、或ハ婦女ヲ船中ニ強引シ、或ハ鯨飲シテ路傍ニ仆ル者アリ、其他不遜無禮ノ行爲ハ我識者ノ嫌忌スル所トナリ、基督教ハ其國人ヲ教化スル事能ハスシテ、而シテ日本ニ來リテ布教スル所以ノモノハ、他ニ爲メニスル所アリテ然ルモノナラントノ臆測ヲ生ズル者アリ、秀吉ノ如キモ、宣教師等ガ布教ノ爲メ從來巨額ノ金員財物ヲ消費スルハ、他ニ要ムル所アリテ然ル可シトノ疑念ヲ存シタル事、西教史ニ見ユルガ如ク高山右近ノ察知スル所タリ、秀吉ノ疑念ハ謂フニ此法度ヲ生シタル誘因ノ一ナル可シ、秀吉ノ九州ニ在ルヤ、偶々葡萄牙ノ一商船平戸港ニ投錨ス、秀吉之ヲ一覽セント欲シ、宣教師ノ長ニ旨ヲ諭シテカノ商船ヲ博多ニ廻航セシメントス、船長秀吉ノ許ニ至リテ曰ク、船長ハ殿下ノ旨ヲ奉シテ直チニ博多ニ廻航セント欲スレトモ、博多ノ海峽狹

隘ニシテ入津ニ艱難ナルノミナラズ、再ビ大洋ヲ經過セサルヲ得サレハ自カラ船舶ト貨物トノ保險ノ責ニ任セザル可カラズト、蓋シ海上法ニ於テ、必要航路以外ノ航海ヲ爲シタルニ因リテ生シタル損害ハ、船長之カ賠償ノ責ニ任セザルヲ得ズ、而シテ船長ハ自ラ此責任ヲ負ウテ秀吉ノ命ニ從フノ意無キナリ、秀吉船長ノ言ヲ聽キ、會得スル所アルガ如ク厚ク船長ヲ遇シ且ツ宣教師ノ長ヲモ優待シ、其夜忽然宣教師ニ對スル令狀ヲ發シ、二十日以内ニ日本ヲ退去セサル時ハ死罪ニ處ス可キ旨ヲ達セリ、當時秀吉朝鮮ヲ征服スルノ心算アリ、宛カモ大船ノ必要ヲ感セリ、是ニ於テカノ商船ヲ一覽センヲ求メテ得ス、當時秀吉ノ威勢ヲ以テシテ而シテ其意ノ如クナラサルコト此ノ如キアリ、其秀吉ノ感情ヲ害シタルヤ必然ナリ、是レ秀吉ヲシテ此法度ヲ發セシメタル適因ナル可シ、

西教史ニ曰ク、秀吉其翌朝ニ至リ更ニ命令書ヲ宣教師等ニ下シテ曰ク、我顧問タル親臣等ガ稟告スル所ニ據レバ、外教曾テ國內ニ傳播セシ以來、盛ンニ其法ヲ説ク言フ所盡ク我宗教ト異ナレリ、而シテ彼徒ハ我神社佛閣ヲ毀却シタリ、此輩ノ罪大辟ヲ追ル可ラズト雖モ、格外ノ恩赦ヲ以テ今日ヨリ二十日以内ニ我國境ヲ去ル事ヲ許ス、若シ此命令ニ違フ者ハ必ズ死罪タル可シ、右期日間ノ淹留ハ之ヲ許スト雖モ、期日ヲ經過シテ尙ホ國內ニ留ル者アラバ嚴科ニ處ス可シ、葡萄牙商人等ニ至リテハ我國ニ處用アル間ハ港内ニ居留シ、從來ノ商業ヲ營ムヲ許ス、而シテ彼等ガ外教ヲ國內ニ傳播スル事ヲ禁ズ、若シ此禁ニ背ク者アラバ其貨物船舶俱ニ官ニ沒收ス可シト、此命令ノ事項ハ此法度ノ規定ト相類似スルモノアリ、豐臣氏ノ當時此法度ヲ發セラレタル事實アルコトヲ想フ可キナリ、

日本ヲ神國ト云ヘルハ、外來ノ刺劇ニ因リテ生シタル國体上ノ名稱ナリ、元來我國土ハ諸神ノ所領ナリケルガ故ニ、我國ヲ玉垣ノ内國又ハ神國ト云ヘリ、神皇正統記ノ卷首ニ、大日本ハ神國也トアリ、職原抄ニモ是神國之風儀重天神地祇故也トアリ、佛教ノ渡來以後、我固有ノ風習ニ變更ヲ來タシ、國体上ノ看念ヲ喚起スル事屢々ナリシヲ以テ、神國ノ名稱ヲ用ヰラル、事モ亦從ツテ多カリシガ、基督教ノ渡來ニ及ンデ再ビ國体上ノ看念ヲ喚起シ、國家ノ治安ヲ保持スルガ爲メニ佛教ヲ保護スルノ必要ヲ生ゼリ、是ニ於テ、日本者神國たる處、切支丹國より邪法を授候儀、甚以不可然事、又ハ如右日域之佛法を打破候事、曲事候云々等ノ規定ヲ見ルニ至レリ、

當時給人ノ土地ヲ領スルハ、之ヲ所有スルノ實ナク僅カニ之ヲ占有スルノミ、一旦主君ノ怒ニ觸ル、時ハ直チニ之ヲ沒收セラル、高山右近

秀吉ノ命ヲ奉ゼズシテ基督教ヲ信仰シ、領地ヲ沒收セラレタリ、國郡在所知行等給人ニ被下候儀者當座事ニ候、天下よりの御法度相守諸事可得、其意候處ニ下々として猥儀曲事候事トアルニテ、當時ノ給人ノ其主君ニ對スル位置ヲ知ル可キナリ、

伴天連ト稱スルハ外國宣教師ノ總稱ニシテ、伊太利語ノ「パドレー」ノ音譯ナル可シ、「パドレー」トハ慈父ノ義ナリ、宣教師ノ信者ニ對スルハ慈父ノ其子ニ對スルガ如クナリトノ意ヨリ轉シタルモノナラン、
豐臣氏ハ基督教ヲ拒絕スト雖モ、貿易ノ事業ハ依然トシテ之ヲ經營スルノミナラズ、益其盛大ナランヲ期セリ、元來基督教ハ貿易ノ事業ト共ニ渡來シタルモノナルニ、今貿易ヲ許シテ基督教ノミヲ拒絕セント欲スルハ宛カモ門ヲ開イテ入ルヲ拒ム、感ナキヲ能ハズ、是レ實ニ豐臣氏ノ基督教ヲ拒絕スルヲ得ザリシ所以ナリ、西教史ニ秀吉ノ基

督教ヲ拒絕シタルハ全ク其心ヨリ出タルニ非ズ、近臣ノ讒ニ依リテ起
リシナリト推論スルモ故ナキニハ非ズ、此法度ノ最後ニ自今以後佛法
之妨を不成輩ハ、商人の儀ハ不及申候、何にても切支丹國より往還不苦
候條、可成其意事トアルヲ見レバ、秀吉ノ度量ノ綽々トシテ餘裕アル事
ヲ知ル可シ、老人雜話ニ曰ク、謙信ハ全盛五ヶ國ニ手ヲ伸ブ、信玄ハ八ヶ
國ニ手ヲ伸ブ、信長ハ十九ヶ國餘、秀吉ハ天下ヲ一統シテ力餘レリト真
ナルカナ、

○第三章

敬白 起請

- 一 就今度聚樂第 行幸被仰出之趣、誠以難有催感涙事、
- 一 禁裡御料所地子以下並公家門跡衆所々知行等、若無道之族於有之
者、爲各堅加意見當分之儀不及申、子々孫々無異儀之様可申置事、

一 關白殿被仰出之趣、於何篇聊不可申違有事、

右條々、若雖爲一事於令違背者、

梵天帝釋、四大天王、惣日本國中六十餘州大小神祇、殊王城鎮守、別氏神
春日大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神爵冥罰各可罷
蒙者也、仍起請如件、

天正十六年四月十六日

- 右兵衛權少將 豐臣利家
- 參議左近衛中將 豐臣秀家
- 權中納言 豐臣秀次
- 權大納言 豐臣秀長
- 大納言 源家康
- 內大臣 平信雄

金吾殿

同時別紙誓詞有之文言日付同前

源	岐	曾	豐	伊	金	井	京	立	土
五	阜	禰	後	賀	山	伊	極	野	佐
侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍
從	從	從	從	從	從	從	從	從	從
豐	豐	豐	豐	豐	豐	藤	豐	豐	秦
臣	臣	臣	臣	臣	臣	原	臣	臣	元
長	照	定	義	定	忠	直	勝	勝	親
益	政	通	統	次	政	政	俊	俊	

丹	三	左	東	北	松	丹	三	河	敦	越	松
波	河	衛	鄉	庄	島	後	吉	內	賀	中	任
少	少	門	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍	侍
將	將	侍	從	從	從	從	從	從	從	從	從
豐	豐	從	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐
臣	臣	豐	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣
秀	秀	臣	秀	秀	氏	忠	信	秀	賴	利	長
勝	康	義	一	政	鄉	興	秀	賴	隆	勝	重
		康									

津 侍從 平 信兼

金 吾 殿

起請ノ由
來

此一章ハ聚樂行幸記ニ登載セリ、後陽成天皇ノ天正十六年春正月、秀吉奏シテ聚樂第ニ行幸アランコトヲ請フ、天皇之ヲ許シ玉フ、又奏シテ其期ヲ請フ、四月十四日天皇聚樂第ニ行幸シ玉フ、上皇及諸皇子宗室二宮妃嬪皆往キ玉フ、此時前田德善院法印玄以行幸ノ故實ヲ調ベタリトゾ、同十五日秀吉諸大名ヲシテ御前ニ盟誓セシム、本章ハ即チ此時ニ成レルモノナリ、此成立ノ點ヨリ推ス時ハ、本章ハ一ノ契約ナリ、而シテ余ノ之ヲ法度中ニ收メタルハ、以テ當時ノ法度ヲ知ルノ一端ト爲スニ足レバナリ、

起請ハ一ノ契約ナリ而シテ二者相違ノ點ハ神明ニ訴フルト訴ヘザルトニ在リ、之ヲ要スルニ、嚴格ナル方式ニ由リテ契約ヲ結ブ時ハ、合意ヲ神明ニ訴ヘテ二心ナキコトヲ表白ス、是レ我固有ノ習慣ニシテ、神國ノ神國タル風儀ヲ存スル所ナリ、貞永式目ノ起請本章ノ起請等皆大同小異ナリ、以テ一定ノ方式ノ存シタルヲ知ル可シ、

就今度聚樂第 行幸被仰出之趣トハ、聚樂行幸記ニ見ユル左ノ一節ヲ掲載スレバ自ラ明白ナラン、

就今度聚樂 行幸、京中銀子地子五千五百三十兩餘、爲禁裡御料所奉進上之、并米地子八百石内三百石 院御所ニ進上之、五百石爲關白領、六宮ニ進了、洛中地子米銀子不殘奉進獻之了、次諸公家諸門跡於近江國高島郡八千石、以別紙之朱印令配分之、自然於無奉公輩ハ、爲叔慮被相計之、可被仰付忠勤之族之狀如件、

天正十六年四月十五日

秀 吉

菊 亭 殿

勸修寺殿
中山殿

殿らつらく行末の事あど工夫ましますに、たゞいま雲上にあしをか
るゝ人々ハ、みな殿下の恩惠あさからず、かけまくもかたしけなき殿上
の交をゆるされ、この行幸にあひ奉るものかなど感悦する輩也、子々
孫々に至ては、もしこの肅徳をわすれ、無道の事もやあらんとおぼしめ
して、あらたに昇殿有し人々、尾州の内府、駿州の大納言をはしめ、みあ祭
中へ對し奉り誓紙をしてあげらるゝにあつては、悦おぼしめさるべき
由也、そのかみ皆人の遺言をなす事、その期末にのぞみて、領知財寶をゆ
づる事のみ也、我世さかんなるおりに、りやうちさいほうをそあへま
らするこそ寔の心さしにては、あらめと宣ふをききて、滿座感涙をもよ
はし侍りぬ、をのゝ尤とて即せいしをかゝせ玉ふ、此ノ如ニシテ成レ

財産讓與

ルモノ即チ此起請ナリ、

金子銀子

金子銀子トハ、金銀ノ小斤ナルヲ以テ之ヲ子トイヒシナリ、條々開書
抄ニ、古ハ金子も銀子も通用する事あり、大判小判小粒丁銀あどいふ物
あく、只錢斗通用せりトアリ、然ラバ金子銀子ノ稱ハ大判等ノ通用ノ繁
多ナル時ヨリ出來タルモノカ、地子トハ合義解ノ賃租ノ註ニ、凡ソ乗田
一年ヲ限リテ賣リ、春時直チ取ルヲ賃トシ、人ニ與ヘテ佃ラシメ、秋ニ至
リテ稻ヲ輸スヲ租トス、即チ今ノ所謂地子ナルモノ是ナリトアルニテ
知ル可シ、弘仁式ニ、上田一段地子十束トアリ、古ヨリ存スル名稱ナルコ
チ知ル可シ、天正十年光秀ノ信長ヲ弑シタル時、京師ノ人望ヲ得ント欲
シ、洛中ノ地子ヲ全免シタル事アリ、秀吉海内ヲ統一スルニ及ンデ、光秀
ノ政蹟ニ因襲シ、未ダ京師ノ地租ヲ更定スルニ至ラザリシガ、是ニ於テ
盡ク之ヲ皇室ノ有ト爲セリ、文ニ京中銀子地子トアルハ銀子ト地子ト

地子

洛中ノ地子

ニ非ズシテ、米地子トイフガ如ク地子銀ノ意ナリト知ル可シ
公家ノ事ハ、貞丈雜記ニ、本ハ禁裏をさして云也、今時公義と云ふに同
トアリ、又四季草秋之卷ニ、古事談及ビ東鑑ヲ引證シ、されば禁裏に
かへ奉る公卿殿上人あどの事を公家とばかり云は誤あり、公家衆と衆
の字を付て云べしトアリ、文ニ公家門跡衆トアルハ即チ公家衆門跡衆
ノ意ナリ、

門跡ノ事ハ條々開書抄ニ、人皇五十八代光孝天皇御願トシテ仁和四
年ニ寺ヲ建立シ給ヒテ、仁和寺ト號ス、五十九代宇多天皇御位ヲスベリ、
御出家アリテ、仁和寺ニ住ハセ給ヒシニヨリテ、御室ト號シ、其以後御門
跡ト云、御門跡トハミカドノ跡ト云事也、是門跡ノ號ノ始メ也、門跡ニ宮
門跡、攝家門跡、公方門跡、清花門跡ノ品々アリ、皆其家々ノ御兄弟二男三
男ノ住持シ給フ也トアルニテ知ル可シ、豐臣氏ハ京中ノ地子銀五千五

百三十兩、地子米八百石、皇室ノ所得ト爲シ、近江高島郡ノ八千石ヲ公
家門跡衆ノ知行トシテ宛テ行ヒタルナリ、
秀吉奏シ請ウテ自ラ關白トナリ、更ニ奏シテ恩ヲ推シ子弟功臣ヲ叙
任ス、乃チ秀吉ニ豐臣ノ姓ヲ賜フ、秀吉之ヲ諸大名ニ授ケテ以テ殊寵ト
爲セリ、白石小品武家官位ノ條ニ、羽柴殿ノ事ハ一向ニ武家ノ例ニ準ス
可カラズ、平相國清盛入道ナドノ事ニ似タル事モアル歟、但シ此人卑賤
ヨリ身ヲ起シ玉ヒタレバ、天下ノ諸大名我下風ニ立タン事ノ難有ト思
ヒ計リテ、頓テ朝命ヲ借リテ其志ヲ得可キガ爲メニ、攝家ノ例ニヨリテ
關白ニ推シ爲リテ世ノ事ヲ執ラレタリ、又平氏ノ盛ナル時朝廷ノ顯官
多クハ其一門ノタメニ塞ケタリキ、羽柴殿ノ時ニハ天下ノ大名皆々卿
相雲客ノ列ニ至レリ、事柄變レル如クナレバ、當時ノ大名多クハ秀吉ノ
猶子トシテ豐臣ノ姓ヲ冒シタレバ、是レ又平氏一門ノ事ニ似タル所ナ

キニハアテズトイヘリ、前田利家ノ如キ浮田秀家ノ如キ皆盡シ秀吉ノ猶子トナリテ豊臣ノ姓ヲ冒シ、僅カニ平信雄徳川家康平信兼井伊直政長曾我部元親ノ五名ノミ各其姓ヲ稱セリ、平氏ハ豊臣氏ノ主家、コレニ豊臣ノ姓ヲ冒サシムルハ固ヨリ順ナラズ、而シテ獨リ家康直政及ビ元親ノ三氏ノミ、秀吉ガ授ケテ以テ殊寵ト爲シタル豊臣ノ姓ヲ冒サマルハ、即チ三氏ト豊臣氏トノ關係ヲ見ルニ足ルモノナリ、

金吾殿

金吾殿トハ、太閤素生記ニ、政所ノ兄木下肥後守後木下法印ト號ス、四男秀秋金吾中納言即チ政所ノ甥ナリトイヘル人ナル可シ、天正十七年正月三日、島津義弘京師ニ到リ、始メテ豊臣氏ニ歳首ノ參賀シケル時、殿中ノ景況ヲ其本國ニ在ル伊地知伯耆入道ニ報シタル書中、室町様ヲ始メ諸公家衆各未明ニ御出仕候、九ツ前カドニ關白様被成出御、先尾張大府信次ニ室町様昭次ニ金吾様秀次城介様信御子孫、次大和長大納言殿

勅使家

次浮田殿家秀此御衆ハ御取次ニテ御太刀ヲ進上候、云々トアルニ由リテ考フレバ、金吾中納言秀秋ハ豊臣家中ノ土座ニ位セシ人タル事ヲ知ル可キナリ、又大村由巳ノ任官記ニ、勅使ノ御役家ハ、菊亭殿昭季、勸修寺殿晴豊、中山殿親總、藤中納言殿ト記セリ、秀吉ノ書ニ、菊亭殿勸修寺殿中山殿ト宛タルハ、即チ之ガ爲メナリ、而シテ菊亭殿ハ豊臣氏ノ内議ニ參與シ、秀吉ノ關白ト爲レル時ノ如キ其内援與カリテ力アラシト云フ、

○第四章

條々

一諸國百姓等、刀、わきさし、弓、やり、てつぼら、其外武具のたくひ所持候事、堅令停止候、其仔細者、不入道具相たくはへ、年貢所當を難澁せしめ、一揆を企、自然給人に對し非儀の働をあす族、勿論御成敗あるべし、然者其所の田畠令不作、知行つゝゑに成候間、其國主給人代官等

として、右武具悉取あつめ、可致進上事、

一右取をかるべき、刀わきさし、ついにさせらるへき儀にあらず、今度大佛御建立候釘かすかに被仰付へし、然は今世は不及申、來世迄も百姓相たすかる儀に候事、

一百姓は農具さへもち、耕作を專に仕候へば、子々孫々まで長久に候、百姓御あはれみを、以、如此被仰出候、是國土安全萬民快樂の基也、異國にては唐堯のそのかみ、天下を令鎮撫、寶劍利刀を農器に用候も、本朝にてはためしあるべからず、此旨を守り善其趣を存知、百姓は農業を情に入へき事、

右道具急度致進上、不可油斷候也、

天正十六年七月

日

御朱印

右條々ハ舊幕臣阿部家傳來ノ古文書中ニ在リ、阿部家ノ先代正之

法度ノ由
來

ノ夫人ハ加藤清正ノ嗣忠廣ノ女ナリ故ニ豐臣氏ノ文書ノ阿部家ニ傳來スルモノ少ナカラストイフ、本章ノ如キモ即チ其一ニテ、表ニ主計頭殿ノ四草字アリ、月日ノ下ニ豐臣氏ノ朱印アリ、行文素朴頗ル當時ノ体裁ヲ具スルノミナラズ、此ノ文書ノ阿部家ニ存ス可キ事由アルヲ以テ、余ハ其豐臣氏ノ命令ナルヲ信ズル者ナリ、

武器沒收

當時ハ應仁以來ノ人民ノ氣質未ダ脱却スルニ至ラズ、勳モスレハ干戈ヲ弄スルノ恐レアリ、是ニ於テ、秀吉名ヲ大佛鑄造ニ借り、國民ノ信仰ヲ奇貨トシテ、盡シ百姓ノ武器ヲ徵收シ、以テ古來ノ武器濫用ノ弊害ヲ芻除シ、以テ將來ノ治安ヲ保持センヲ策セリ、其秦ノ始皇帝ノ故智ニ倣フヲ嫌ヒ、特ニ唐堯ノ名ヲ示スガ如キハ、豐臣氏ノ一時天下ヲ瞞着セント欲シタル形蹟ヲ後世ニ自白スルモノト謂フ可シ、

刀ノ事

刀ノ事ハ和訓栞ニ、片及の義、はどゑと韻通せり、或は偏菴の義トアリ、

世俗ニ大寶年中大和國宇多天國トイフ者、劍ヲ割テ始テ刀ヲ作りタリトイフト雖モ據ル所ナシ、舊事記ニ天目一箇神造刀トアリ、此刀ハ片及ナルカ又銅ナルカ、鐵ナルカ、詳カニ之ヲ知ルニ由ナシト雖モ、神武天皇以來ハ鍛冶ノ術モ開ケ、銅鐵ヲ以テ諸器財ヲ作りタリトイヘバ天國ノ智ヲ待タズシテ片及ノ武器ヲ作り出セシヲナシト斷定ス可カラズ、日本紀神武帝ノ紀ニ響靈トイヘルアリ、コレハ高倉下命ノ神武天皇ニ奉リシ刀ニテ、神皇正統記ニ常陸鹿島神宮ニ在リトイヘルモノ是ナリ、神功帝ノ紀ニ七枝刀トイヘルアリ、欽明帝ノ紀ニ金飾刀トイヘルアリ、又垂仁帝ノ紀ニ五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上、而喚鍛冶、名河上作太刀一千口トアリ、此等ハ刀ト稱スルモ兩及ノモノアリ、我國ノ産ナラヌモアリ之ヲ要スルニカノ石ノ上神宮ノ神寶タル内反刀ノ如ク、上古既ニ片及ノ刀アリシコトハ疑フ可カラサルガ故シ、而シテ天國以來ハ專ラ

脇差

片及ノ刀ヲ作り出セシニ依リテ、刀ハ天國ノ創造ニ係ルガ如ク言ヒ做シシモノナランカ、

脇差ノ事四季草ニ、本名ハ脇差の刀と云物也、此物昔より有りし物なれども、今世^{安永}代^永の如くなる物にはあらず、古の脇差は六七寸ばかりも有て、つかもまかず、鐔もなく、鞘尻を丸くして、短き下緒を付け、下緒の先にひすび玉をするあり、かうがいをさし置也、是ハ隠し劍とて、懐中ニ隠してさす物也、懐中にて脇の方へよせてさすゆへ、脇差と云トアリ、又同書ニ貞親教訓書ヲ引キテ、此文を見れば東山殿の頃より、下部の者など脇指を懐中に納めずして、あらわして腰にさし始めし事とみゆ、今世の脇差もひかしの脇差より事起りたれども、今はたけを長くし、つかに鱧の皮をかけ、つかをまき、鐔を入れて、打刀と同じ作り、こしらゆる故、其形大に變して、鞘尻の丸きと下緒の短きばかりは昔にたがはず、其外ハ皆

昔ニ違たりトイヘリ、又太平記ニ南都の衆徒ハ面々ニ脇刺の太刀なん
ど用意の事なれば、ぬきつれて切てかゝるトアリ、昔日ハ隠シ差シタル
短刀ヲ脇差トイヘルニ、今ハ世俗ニ二尺以上ヲ刀トイヒ、二尺以下一尺
八寸迄ヲ大脇指トイヒ、一尺三寸迄ヲ中脇指トイヒ、一尺迄ヲ喰出シト
名付ケ、一尺以下ヲ小脇指ト稱スレドモ、此ノ如キ區別ノ昔ニ無キ事ハ
勿論ナリ、

弓ノ事

弓ノ神代ヨリ傳ハレル事ハ、古事記日本紀萬葉ノ古歌等ニ弓ノ事ヲ
イヘルニテシラル、而シテ此ノ如ク古代ヨリ傳ハリタル弓カ、豐臣氏ノ
當時尙ホ武器ノ一トシテ用ヰラレタルコトハ此法度ニ依リテ明カナ
リ、謂フニ弓ハ鐵炮ノ擴マレルニ從ツテ漸ク衰ヘタルナラン、鐵炮ハ葡
萄牙國人ノ始メテ我國へ齎ラシ來レルモノニテ、其年代ハ或ハ文龜元
年ナリトイヒ、或ハ永正七年ナリトイヒ、或ハ天文十二年ナリトイヒ、又

鐵炮

槍ノ事

或ハ弘治元年ナリトイフ、豐臣氏ノ當時、既ニ鐵炮ヲ蓄藏行使スル者ノ
有リシ事ハ、此法度ニ由リテシラル、ナリ、

槍ハ其由來古シ三代實錄元慶五年ノ條ニ、槍一百八十竿トアリ、又天
註槍長槍、鎗尾ノ槍、鎌槍等ノ名稱古代ニ存ス、本朝武林原始ニハ、按する
に槍の號ひさし、三條宗近が作れる石戰槍百本形千本形あり、室町家の
末より専ら槍を用ゐて古の弓矢にかへたりトイヘリ、近代世事談ニ、軍
用ニ専ら用ゐる所の槍は、楠正成が作れる所トアルハ、中古槍ヲ用ヰル
コトノ廢絶シタルヲ、正成再ビ之ヲ用ヰタルカ若クハ作意ヲ加ヘタルニ
由リテカク謂ヘルナラン、古今銘盡ニ、延文の頃近江國天九郎俊長トイ
ヘル者、鎗ヲ作ルコトニ巧ミナル由チ記ス、延文ハ南朝の正平年代ニ當
リ、正成ノ死ヨリ大略二十年ノ後ナレハ、其頃槍の盛ニシ世ニ用ヰラレ
タルコトヲ想フ可シ、因ニ云フ、古代の槍ハ俗ニ所謂袋穗ト稱スル形ナ

リ、現ニ正倉院御物中の御槍の穂、古墳ヨリ鉾勾玉等ト共ニ出ツル槍ハ何ツレモ袋穂ナルニ依リテ證ス可シ、此ノ如ク豊臣氏ハ在來の武器ヲ徵收シ、以テ天下百年の泰平ヲ買ハント欲ス何ゾ其政策の始皇帝ニ類シテ而シテ其滅亡の秦ニ似タルヤ、

○第五章

海路諸法度事

樋口彦右衛門
明石善左衛門

- 一 借船仕候時、船主船頭、可爲約束次第事、
- 一 船ヲカリ候時、沖山不知ト定候テ、借候時者、沖ニテモ、湊ニテモ、又者其借船頭陸宿ニテ不届ノ義仕出シソノ船トラレソロトモ、船主可爲損事、
- 但シ沖山ヲ存知候ハント約束仕候ハ、其船ソコネ候トモ、又ハ陸ニテ申分候テ、船取ラレ候共、借船頭可爲辨事、右ノ船約束候時、書物仕

次第ニテ可在之事

- 一 船ヲ借リ、約束仕リ、堅ク書物致候テ、借主ヨリ返替仕候ニ於テハ、右ノ船致上下候間、其所ニ留置、船賃取可申事、但船頭ヨリ返替仕候ハ、右ノ船ホドナルヲ借替へ渡シ可申事、但シ兩方談合ニテ相濟ミ候上ハ申分在之間敷事
- 一 荷物ヲ積ミ、沖相ニテ大風大雨ナドニ荷物濡レ候共、船頭越度ニテハ在之間敷事、但シ湊ノ内ニテモ、風モ不吹候ニ水ヲ入レヌラシ、又ハ雨ナドニ油斷ニテヌラシ候ニ於テハ、船頭辨へ可申事、
- 一 イヅレノ湊浦々ニ船カ、リ候時、一番ニカ、リタル船先トモ綱ニテ候間、跡ヨリ參リ懸候船ハ、右ニカ、リ候船ニカマハザル様ニ可致事、
- 但風吹、右ノ船アタリ合ヒ、サキニカ、リタル船ソコナヒ候ハ、後ニ

風上ニカ、リタル船ヲ乗カヘ可申事、但シ二艘共ニソコネ候時ハ、風上ノ船頭ニ存分有之トイヘドモ、隣ノ損失可爲同前事、

一 沖ヲ走ル船ノ時、風上ナル船カデチマハシ、風下ナル船ニ當候テ、風下ノ船ソコナヒ候ハ、風上ノ船ニ梶ツカチモチ乗可申事、但シ風上ノ船ニ金銀ヲ積ミ並ニ糸綿ナドツミ、風下ノ船ニハ薪材木ナドノヤウナルモノヲ積候時ハ、ソコネ申船荷物共ニ辨候テ濟ミ可申事、付タリ、風上ノ船風下ノ船ニアテナガラ、風上ノソコネソコナヒ候共、風下ノ船ハ存間敷事、

一 川ノ内ニテ上リ船下リ船ノ時ハ、下リ船ヨリヨケ候テ、上リ船ニカマハザルヤウニ可仕事、但シ上リ船ニ下リ船アマリ、上リ船ソコネヒ候ハ、下リ船ノモノ可爲越度事、下リ船ソコネ候トモ、其船頭可爲損事、

一 船ヲカリ候時、船主ヨリ人ヲ付ケ候テ借リ候トキ、ムシクライ候テモ、カリ船頭不存事、但シ船付ヲ不付候時、虫ニクセラハセソコナヒ候ハ、其借船頭可爲辨事、

一 大風ノ時、船中ニテ荷ヲウチ、船殘ル荷物存之時、其荷物ニカケ候テ配當可爲事、

一 湊ニテモ、イヅレノ浦ニテモ、大風ノ時、船カカリ候ニ、ツナ不切候テ其船カケトノ候ニ、船ツナギナガラシヅミ、荷物ハスタリ候事候共、縦ヒ糸綿スタリ、船ハタスカリ候共、不及配當事、其故ハ綱碇丈夫ニ持チ候テツナギトメ候上ハ、船頭ノ如在ニテハアルマジキ事、

一 船ヲ盜ミ候テ先々ヘウリ候ヲ見付候バ、ソノ盜人行末不知トイフトモ、右ノ船主ヘ渡シ可申事、船ハ本カハラニ付申モノニテ候間、ウリテ不知トイフトモ無違亂船主ヘウタシ請取可申事、

- 一 運賃ニ荷物積候トキ、奉行不付、荷物沖相ニテ大風ニ捨候カ、又ハ淺ニカ、リ候時、船ソコナヒ、荷物スタリ候ハ、其所御給人庄屋トシヨリ浦切手トリ参リ候時ハ、船荷物残り候ニカ、リ配當可爲事、右ノ浦切手不取、奉行モ不付、荷物ヲ捨候ト申ス共、船頭可爲越度事、
- 一 運賃ニツミ候荷物、水衆ノ者盗ミ走候時ハ、其船頭辨可申事、但シ盗ミタル者ヲ尋出シ、荷主へ渡シ候時ハ、縦ヒ金銀取り候テ、其行末ナク候トモ、船頭如在ニテハ、有間敷事、
- 一 荷物積合ノ時、船頭其外ハウバイニモカクシ候テ、ツミ日記ノ外ニ積候荷物、大風ニ荷物捨テ候トモ、配當ニハ入不申候事、又荷物スタリ候時、殘ル荷物改メ候時、注文ニハツレタル荷物、在之者、配當ニハカ、リ可申事、
- 一 借船ヲタテ候時、燒ワリ候ハ、其借主辨可申事、

一 船ヨリ火ヲ出シ、荷物共ニ燒ワリ候時ハ、大風ニ船荷物トモニ爲捨可爲同前事、

一流レ候船ヲ取り留置候時ハ、其船主改メ來リ次第ニ少々酒手ヲ取候テ渡可申事、

一大風ニ船カ、リ候時、綱碇丈夫ニ在之、船大カセマシトテ、荷主綱ヲキラセ、ウチ上セ、船ハソコネ、荷物タスカリ候時ハ、其荷主ヨリ船ヲワキマへ可申事、但シ積ミ候荷物ニヨリ、配當ニモ成ル可キ事、

一 サタメサル借船仕候時、其船ソコナヒ候ハ、借主ヨリワキマへ、右ノ船程成ルヲ可返事、

己上

右船法之條々者、朝鮮國爲退治渡海之砌、海陸無往來之恙事、爲思食入給ヒ集舊記、就中無詮捨曲路、有益取直道、以テ後代之備、明鏡最守此旨、宜シ沙汰

者也、

天正廿年

正月廿七日

御朱印

諸國

船手懸中

此法度ハ豊臣氏ノ朝鮮ヲ征討セントスルニ當リ、船舶ノ便ニ賴ラザル可カラザルヲ以テ、豫シメ法度ノ必要ヲ慮リテ制定セラレタルモノナルコト其結末ノ明文ニテ知ラル、ナリ、舊記ヲ集メ、中ニ就キテ詮無キ曲路ヲ捨テ、益アル直道ヲ取ルトアルニ依レバ、豊臣氏ノ前既ニ海上法ノ舊記アリシハ疑ヒナシ、北條氏ノ廻船式目ハ所謂舊記ノ一ナリ、若シ夫レ式目ト此法度トヲ相對照スル時ハ、母子ノ關係ノ極メテ著ルシキヲ見シ、而シテ北條氏ノ廻船式目ハ三十一條ヨリ成ル、規定細密法理

法度ノ由來

北條氏廻船式目

明晰、一讀シテ北條氏ノ時代ニ法律思想ノ發達シタリシ事ヲ覺ユ可シ、北條氏ハ鎌倉ヲ中心トシテ天下ヲ經營セリ、而シテ鎌倉ノ地勢連山ヲ負ヒ大洋ニ面ス、謂フニ是ヨリ海路交通ノ必要ヲ生シ、海上法ノ規定ヲ見ルニ至レルモノナランカ、然レモ徳川氏ハ嚴ニ大船巨舶ノ製造ヲ禁シ、從ツテ海上法ノ必要ヲ消滅シ、遂ニ國民ヲシテ海上法ノ何物タルヲ知ラザルニ至ラシメタリ、

北條氏ノ貞永式目ノ如キハ諸書ニ之ヲ登載シタルヲ見レモ其廻船式目ニ至リテハ未ダ之ヲ登載シタルモノヲ見ズ依リテ繁文ヲ願ミズ左ニ之ヲ收録セリ

船諸法度之事

一寄船流船者、在所之神社佛寺可爲修理事、若其船於有乗者者、船主可爲進退事

一於湊繫船爲損者其在所より爲需物を干船頭に可渡なり爲其帆別
碇役仕港を買たる上は不可有違亂事

一繫船者數多有之、大風ならば其村より加勢を仕もの、先風上成船に
加勢仕事尤也、いかに風下之船網碇雖有之、風上之船流掛らば、諸之
船繫不可留、若風上之船已れど網を切り、風下之船に流掛り、貳艘共
に損候ども、風下之船より風上之船に存分不可有事

一沖走之時、風下之船に乗掛り、つき沈る時者、風上之船に壹人成共爲
損船より乗移たらは、風上之船可爲怪我事

一本船枝船之時、本船之荷物を捨、枝船之荷物無恙時者、本船に配當有
之間敷也、故者親之越度は子に懸り子の越度は親に掛事無之故也、
但最前本船枝船之積合之時、互に乗乘之以約束之上、可有沙汰事

一船を被盜、或者海賊に被取、北國之船者西國ニ有之、西國之船者雖在

北國、此船を買取不可廻船事、若荷物を積、廻船於有之者、船主見合次
第、此船可取返、船頭も可爲迷惑事

一借船仕、若其船雖爲損、其借手不可辨事、但舟床を不濟船主之無分別
處を押して出船仕、其船爲損時者、借手之可爲辨事、但最前之可爲約束
次第事

一借船仕、請取後、湊之内、或者出入之時、船痛候者、多少によらず借手よ
り作事仕可戻事、但過分に損候者配當たるべき事

一借船仕、其船虫喰たる時者、借手可爲越度、但船付於有之者、借手之不
及氣遣事、但船付之者潮汐常に爲斷所に、借手於油斷は辨可有之事、
一楫櫓爲損時者、借主可辨之事、但借請候時、楫櫓に疵有之由船主へ爲
斷時ハ、不尊辨事

一綱を切らしたる時は辨るに不尊事、但取はづして落したる時ハ可

辨事、いかり落したらは可辨之事、

一 諸道具、船請取時の注文に引合可渡事、

一 湊にて乗衆船衆出船を進むといふども、船頭不可進事、

一 乗衆水夫思案の處に、船頭進之出船をして、若其船機遣候時は、船頭の不見廻可通之事、

一 荷物爲濡時者、船頭可辨事、但沖にて大風大雨大波之時爲濡物は、非如在、湊の内にて雨闕伽ふとに爲濡物は、船頭可辨事、

一 船中にて不寄大小分、鼠爲切物捨有之者、可爲配當事、

一 船中にて過分に荷物を捨たる時者、水夫の私物にも可懸配當、少之時者、水夫可相除之事、故者荷を捨たる故に、船たすかり候時者、船も配當に可入事、

一 荷物積合之時、荷物を捨、行先にて配當有之時は、先にての積荷物賣

直にして可爲配當事、

一 荷を捨、行所には不行、乘戻し、有配當時は、在所の買所の直を引可配當事、

一 荷を捨、行所へも不行、跡にも不戻中途にて致配當は、其在所の可爲賣直事、

一 船に荷を積、船頭に積日記を以不渡物は、縱令金銀を捨たりども、惣ての配當に不可入之事、

一 積日記船頭に渡る時は、乗衆何れも可有之、加判、是に外れたる者は、聊も配當に入不入也、但船中點檢之上を以て爲殘時ハ、積日記雖不入、可入配當事、但捨たる時は曾不可入事、

一 船を借り、還にも運賃を取たる時は、三ヶ一は本船頭之可爲進退事、但借請取時に、還之荷物迄も可積由理りたるは、不及三ヶ一事、

一船を借り、貸船頭行先にて公事有之、船を爲取時は、其借船頭可爲辨事、

一船を損し、命を助けたる時者、縦令其内一人の者は金銀を手狭みたりといふども、惣中よりは不可有違亂事、

一初米を積、又唐物を積合たる時、荷物を捨たる時、若唐物爲積荷主、我唐物を捨たらば、初米に不可懸配當事、あはて、初米積荷主、或は船頭、或は水夫、彼唐物を爲捨時者、勿論可入配當事、唐物積たるには、初米を捨ずして、我唐物を爲捨時は、何を内につゝみて唐物といふ共、不知と言ふ沙汰有之間敷事、

一船をかり据置時、船を焼破たるは、借主辨可申事、

一荷物を積て、或は沖、或は湊などに懸りて、船に火を出したる時は、沖にて大風に船を捨たると同可爲沙汰也、但火を出したる者可爲越

度事

一船に積荷、水夫取逃仕たる時は、船頭可爲辨事、但水夫被捕荷主に相渡したる時は、縦令取逃物散々に成候共、船頭不及辨事、

一船を借りて、若借手より相違於有之者、船賃如約束可相渡也、但本船主内談にて、少の禮物を以相澄候は、右の船何方へ成共可指通事、

一船を借候時、貸手より相違候は、右之船程成を貸替相渡し、我船を可請取事、

右三十一ヶ條の儀、後堀河院當御宇、貞應二年癸未三月十六日、攝州兵庫辻村新兵衛尉、土佐浦戸篠原孫左衛門、薩摩坊之津飯田備前守、右三人平義時御前被召出、船之法式御尋之時申上、即義時御袖判被成候者也、云々、以上

豊臣氏ノ海路諸法度ハ十九條ヨリ成ル之ヲ概言スレバ船舶所有者

ノ權利船舶貸借ノ契約船長海員ノ義務海損ニ關スル事項ノ規定ナリ
 元來船舶ハ河海ニ繫置スルモノニテ極メテ保管ニ困難ナルガ故ニ之
 ナ盗マレタル場合ニ於テ其所有者ハ自己ノ船舶ヲ發見シタル時、タト
 ヒ轉々シテ他人ノ所有ニ歸スルモ直チニ之ヲ取戻ス事ヲ得然レモ若
 シ其流失シタル場合ニ於テハ所有者ニ多少ノ過失アルヲ以テ船舶所
 有者ハ其船舶ヲ取り留メ置キタル者ニ幾干ノ酒肴料ヲ與ヘテ之ヲ請
 取ル可キ事トセリ而シテ船舶ノ貸借ハ其所有主ト借主トノ約束次第
 ナル事其約束ヲ書面ヲ以テ爲ス事其約束ニ沖山不知又ハ沖山存知ノ
 條件ヲ付スル事等ヲ規定シ特定ノ船舶ヲ貸借セズ單ニ一定ノ船舶ヲ
 貸借シタル場合ノ如キ大イニ今日ノ法理ニ適シタル規定アリ船長ノ
 義務トシテハ風濤其他ノ變ノ爲ノニ荷物ヲ海中ニ投シタル時浦切手
 ナ取ル事若シハ荷物積ミ入レノ時奉行ノ立會ヲ要スル事運賃積ノ荷

物ヲ海員ノ盜ミ去リタル場合ニ於テ若シ其海員ヲ搜索シ之ヲ荷主ニ
 引渡ス事ヲ得ザレハ船長之ガ賠償ノ責ニ任ゼザルヲ得サル事等ヲ規
 定シ又風上ノ船舶ト風下ノ船舶ト相衝突シタル場合ニ於テハ後者ノ
 乗組員中其船舶ノ梶柄ヲ持チテ風上ノ船舶ニ乘リ移リタル者アルニ
 非ザレハ其取梶ノ正當ナリシ事ヲ證明スルニ足ラズトセリ此規定ハ
 今日ヨリ之ヲ見レバ極メテ奇異ノ如クナレド衝突ノ原因ヲ定メ是非
 ノ判別ヲ爲スニハ一種ノ便法アリ又海損ヲ事實上共同性ノモノト單
 獨性ノモノトノ二種ニ區別シ風火水虫ノ損害及ビ其損害配當ノ事等
 ナ規定セリ此法度ハ法文簡略ニシテ意義ヲ究ム可カラザル所ナキニ
 非ズト雖モ之ヲ概論スル時ハ比較上完美ノ法律ト謂フ可シ
 天正廿年ハ即チ文祿元年ナリ此年十二月廿七日始メテ文祿ト改元
 セルナリ而シテ朝鮮ノ役ハ春三月ニ起リタレバ此法度ヨリ僅カニ二

ケ月ノ後ナリ、此法度ハ謂フニ豐臣氏ヨリ當時ノ船手懸ノ總代ニ發シ、總代ヨリ船手懸中ニ達シタルモノナル可キカ、然ラザレバ首ニ樋口明石ノ姓名アル事心得難シ

○第六章

御掟

- 一 諸大名縁邊之儀、得御意以其上可申定事、
- 一 大名小名深重令契約誓紙等、堅御停止之事、
- 一 自然於喧嘩仕出者、致堪忍之輩、可被屬理運之事、
- 一 小身之儀者、不及申、雖爲大身、目懸之女房、大勢不相抱之事、
- 一 酒者可限根器、大酒御制禁之事、
- 一 乘物御免之衆、家康、利家、景勝、輝元、隆景、并ニ古公家長老出世之衆、此分之外、雖爲大名、若年之衆、可爲騎馬、於年齡五十以後之衆、及路次

一里者駕籠之儀、被成御免候、於當病者、是亦駕籠御免之事、

右之條々於違犯輩ハ、可被處嚴科者也、

文祿四年八月二日

各書判

隆景
輝元
利家
秀家
家康

御掟追加

- 一 諸公家諸門跡衆、嗜家之道、可被守公儀ニ之奉公之事、
- 一 諸寺社之儀、寺法社法如先規、相守專修、造學問勤行、不可致油斷事、
- 一 天下領知方之儀、以毛見之上、三分二ハ地頭、三分一ハ百姓可取之、免

角田地不荒様ニ可申付事、
 一小身之衆者、本妻之外遣者一人ハ可召置、但別ニ不可持家候、雖爲大
 身、手懸之者不可過一兩人事、
 一隨知行之分限、諸事進退可相働事、
 一可致直訴儀、於公事目安ハ、先十人之衆へ可申、十人之衆、訴人之儀以
 馳走、双方召寄、慥ニ可被聞申分、直訴之目安ハ、各別之儀候間、此五人
 エ可申、以談合之上、御耳エ於可入儀ハ、可被申上事、
 一衣裳之紋、御赦免之外、菊桐不可付之、於御服拜領者、其御服所持之間
 ハ、可着之、染替別之衣裳ニ御紋不可付候事、
 一酒ハ可限、根器、但大酒御制禁之事、
 一覆面仕往來之儀、堅御停止之事、
 右之條々於違犯之輩ハ、堅可被處嚴科者也、

文祿四年八月三日

各書判

隆景
 輝元
 利家
 秀家
 家康

法度ノ由
來

此法度ハ、豐太閤大坂城中ノ壁書、豐臣氏ノ法度條目等ノ表題ヲ以テ
 諸書ニ引用セラル、其餘文モ亦多少ノ差アリ、本章ハ古文書ニ據リ、諸書
 ナ参照シタルモノナリ、細川忠興軍功記ニ、文祿四年七月中旬、攝政關白
 秀次公御身体果申次第ト題シテ、次ノ一項ヲ掲グ、前野但馬守長泰殿即
 子但馬國守、水村常陸、白井備後、石河伊豆、羽根長門守、此衆へ秀次公被仰
 候て、何事にてモ被仰付儀、異議申間敷旨の書物被取置候由、石田治部

少聞付、大間様へ申上候に付、秀次公へ御使にて、様体被仰遣候。秀次公大に驚き、聚樂より伏見へ御出あり、御ことばり色々被仰候得共、御合點參らざるに付、伏見より高野へ御入候。扱、福島左衛門太夫正則殿檢使に被遣、秀次公御切腹被成候。彼書物の御衆も不殘切、腹被仰付候。中にも前野但馬守殿父子は中村式部少殿預り被申候。駿河府中にて但馬守殿御息出雲守殿御切腹被成候事ト、秀次ハ文祿四年七月十五日自刃セリ而シテ、此法度ハ文祿四年八月二日及び三日ニ成ル、其最初ニ諸大名ク縁邊ノ儀ヲ定メ、次ニ契約誓詞停止ノ事又蓄妾ノ事等ヲ規定セラル、ニ由リテ考フレバ、秀次ノ事變ノ爲メニ此法度ノ規定アリシモノナル可シ。大小名ノ縁組ヲ上意ヲ以テ定ムルハ、強大相結托スル事ヲ憚ルガ故ニテ、戰鬪攻略ノ際常ニ功名ヲ專ラニセント競ヒタル者、イマ泰平ノ世ト爲リテ相倚リ相助ケ以テ其位置ヲ固クセントス故ニ法度ヲ以テ勢

大小名

力ノ平均ヲ保持シ、爭亂ヲ未發ニ防禦セント欲シタルナリ、誓詞契約ヲ停止セラル、モ同様ニテ、之ヲ要スルニ專制時代ニ普通ナル畏懼ノ念慮ヨリ生シタル規定ナリ、因ミニ記ス、大小名ノ稱ハ古ヘヨリアリ、貞丈雜記ニ、大名の事今高貴の人の事をさして云、古き詞也、書札法式拔萃に云、鎌倉將軍の定にも一族大名守護大名と次第候、大名とは一國の主を云なるべし、大名とは田地の名を多く持ちたる事あるべし、名とは田地十三石を云トアリ、往時ハ廣ク田地ヲ有シ、兵賦ヲ出スノ多寡ニ從ツテ大名若クハ小名ト唱ヘタリシナリ、

乗物ノ事

乗物の事、四季草秋之卷ニ、古代ハ公家の人々は車に乗り、武家の位高き人ハ輿ニ乗り、其外の人々ハ馬に乗りたり、今世ハ公家衆も常には車に乗り、事ある武家にも常には輿に乗り、事なし、常には乗物といふ物あり、駕籠といふ物あり、をばよそ人の乗りて行くべきものハ輿も車も皆

乗物也、源氏物語ニ象の事を普賢菩薩の乗物と書たれば、馬も乗物也トアリ、本條ニ乗物トアルハ、馬若クハ駕籠ヲイヘルニ非ザルコト其文意ニ依リテ察セラル、ナリ、貞丈雜記第七ノ下卷ニ、古ハ大名其外御免を受たる人は輿ニ乗る、輿御免なき人々ハ騎馬なり、出家なども輿ニ乗られぬハ馬ニ乗たる也トアリ、然ラバ本條ニ乗物トアルハ輿ヲ謂ヘルナラシ、又同書ニ、今の駕籠ふぞハ中古旅人などをのせ、又合戦の時手負をのする爲に作り出したる物也トアリ、而シテ又四季草ニ、駕籠ニハ其腰ニ竹籠を組んで張り付くる事あり、是其本たるあんだといふ物ハ籠にて作りし遣風を傳へたるなり、乗物ニハ曾て籠を張り付くる事あしトイヘレバ、駕籠ヲ乗物ト稱シタルニ非ザルコト益々明カナリ、因ミニ云フ、あんだは籠^{アキダ}ナリ、あをだハ罪人手負人等ヲ乗スルモノナリ、慶長見聞集ニ、慶長十九年御法度被仰渡迄ハ、江戸町衆ノ乗物ニ乗ル者ノ多キ事ヲ

乗物特許

長老

イヘルハ、駕籠ニ乗ル者ノ多キヲ謂ヘルニテ、徳川氏ノ當時駕籠ヲ一般ニ乗物ト云ヒシナル可シ、豊臣氏ハ徳川・前田・上杉・毛利・小早川ノ五元老ニ乗物ヲ特許シ以テ特別ノ待遇ヲ示セリ、公家長老出世ノ衆ヲ乗物御免ト爲セルハ固ヨリ武家ノ格式以外ノ事ナリ、公家及ビ門跡ノ事ハ、第三章ニ既ニ之ヲ謂ヘリ、長老ノ事ハ條々聞書抄上卷ニ、長老とは禪宗の出家の官也、藏主・首座・單寮・西堂・東堂と成り上る也、東堂を長老とも和尙ともいふ、東堂は禁裏より被仰付也、南禪寺・天龍寺・相國寺・建仁寺・東福寺・萬壽寺等ノ住持ハ皆長老也トアリ、此ノ如ク豊臣氏ハ五元老公家長老出世ノ者ニ限り乗物ヲ用ヰルコトヲ許サレタレ、其他ハ大名ト雖モ若年輩ハ騎馬タル可ク、病人若クハ五十歳以上ニシテ路程一里以上ノ地ニ至ル者ハ駕籠ヲ用ヰルコトヲ許サレタリ、以テ尙武ノ氣風ヲ見ル可シ諸公家ハ文學其他ノ家道ヲ勵ミ、禁裏ヘノ忠勤ヲ專ラトシ、諸門跡衆

ハ誦經供養ヲ修シ、衆生濟度ヲ怠ラズ、各其職務ヲ勉ムルハ即チ公儀ヘノ奉公ナリ、此ノ如クシテ餘念ナク公儀ヘノ奉公ヲ守リ忠勤ヲ盡ス可シトナリ、寺社ハ寺法社法先規ノ如ク相守リ、僧侶神官ハ寺社ノ修造及ビ學問勤行ヲ專ラトス可キ事ヲ定メラル、豐臣氏寺社ノ領地ヲ定メ、朱印ヲ捺シタル券狀ヲ授ケタリ其地ヲ世ニ御朱印地ト稱セリ、徳川氏ノ代ニ至リテモ舊制ヲ改メズ寺社領ハ之ヲ御朱印地ト稱セリ而シテ、更ニ封地ノ券狀ヲ授クルニハ、或ハ花押ヲ以テシ或ハ墨印ヲ以テ之ニ押捺セリ、抑モ寺社ノ事ハ、我國體ニ關シ人心ニ影響ヲ及ボス事尠ナカラズ、而シテ習慣ノ由來スルコト極メテ古ク、其古格舊慣ヲ變更スルハ實ニ重大ノ事タリ、貞永式目ノ首ニ此等ニ關スル規定ヲ見ルモ亦其重大ノ事項タルヲ察スルニ足ル、豐臣氏ノ寺法社法ハ先規ノ如シ而シテ徳川氏ノ代ニ至ルモ殆ンド、變更ヲ見サリシナリ、

蓄妾ノ事、小祿ノ者ハ本妻ノ外ニ遺者一人召シ置ク事ヲ許サレ、大祿ノ者ニテモ一兩人ヨリ多クノ手懸ヲ召シ置ク事ヲ禁制セラレタリ、遺者ト云フモ手懸ト云フモ、共ニ妾ノ別稱ニ外ナラズ、當時ノ士風漸ク驕奢ニ流レ酒色ニ沈湎シ武備ヲ忘ル、者アルニ至レルコトハ知行ノ分限ニ隨ヒ相應ニ諸事ノ進退ヲ爲ス可キ事妾ノ數ヲ制限セラル、事等ニテ知ル可シ、

豐臣氏ノ當時或ハ歌舞妓ノ見物場ニ於テ或ハ道路ニ於テ、好ンテ喧嘩ヲ爲ス者少ナカラズ、是ニ於テ喧嘩ハ堪忍ヲ爲ス者ヲ直トシ、堪忍セザル者ヲ曲トスルヲ定メラル、元來喧嘩ハ双方堪忍セザルニ由リテ生ズ、既ニ喧嘩ヲ爲ス即チ双方共ニ堪忍セザルナリ、双方共ニ曲、故ニ訴フルモ益ナシ、此法度ハ喧嘩消滅ノ政策ナリ、世ニ喧嘩兩成敗トイヘルハ此規定ヨリ出タル言ナリ、

菊桐ノ御紋ハ、我皇室ノ徽章ニシテ、桐ハ黄櫨染ノ御袍トテ、朝賀ヲ受ケ又ハ諸節會ヲ行ハセ玉フ時ナドニ服御シ玉フ御袍ノ織紋ヨリ出テ、菊ハ太上皇ノ御袍ノ織紋ヨリ來レリ、何ノ時ヨリ之ヲ皇室ノ御徽章トシテ用ヰサセ玉ヘルニヤ、今明カニ知ル可カラズト雖モ、後鳥羽天皇ノ隱岐國ニテ作ラセ玉ヘル御刀ノ莖ニ十六瓣ノ菊ヲ刻マセ玉ヘルニテ、菊ハ當時ヨリ既ニ皇室ノ徽章ノ如クナレルニハ非ザルカト思ハル、ナリ、公家ニテハ中古ヨリ其家ニ定リタル衣袍ノ織紋アリケルヲ、後世直チニ之ヲ徽號ノ家紋ト爲シ、武家ニテハ源平ノ合戰ノ頃ヨリ家ノ紋ト唱ヘテ、旗幕衣服調度等ニ紋ヲ付クル事始レリトイフ、然ルニ應仁以降ハ天下混亂シテ諸制廢弛シ、家紋ノ如キモ之ヲ濫用スル者ノ出來タリシヨリ、豐臣氏ハ法度ヲ以テ、御赦免ノ外ハ菊桐ノ御紋ヲ用ヰル事ヲ禁止セルナリ、但シ豐臣氏ハ自家ノ紋ノ如クニ之ヲ用ヰタリ、

酒ハ根器ヲ限ル可シトハ、各人ノ酒量ニ從ヒ、其恰好ヲ程度ト爲シ、例ヘバ五合ノ酒量アル者ハ五合ヲ限リ、一升ノ者ハ一升ヲ限リ、暴飲ス可カラズトノ意ナリ、若シ之ヲ超ユレバ大酒ナリ、大酒ハ法度ノ許サマル所トス、此類ノ漠然タル規定ハ古代法律ニ於テ往々見ル所ナリ、以テ當時ノ人ノ朴直ナル有様ヲ察スルニ足ル、

覆面シテ往來スル事ハ男女共ニ禁セラレタルカ、骨董集上編中卷ニ、近古も女ハ面をあらはすを耻とし、道を行くに深き笠を戴き又は覆面あどしたり、賤の女も面をあらはにしてありくは稀あり、寛文の頃迄は女の編笠塗笠いと深く、少しも面をあらはす事あしトイヘリ、然らバ男ノミ禁セラレタルカ、又同書ニ、延寶天和貞享ノ頃ノ古畫ノ婦人ノ覆面シタル圖ヲ示セリ、寛文ハ文祿四年ヲ距ル事六十餘年ノ後ニテ、延寶天和貞享ハ又其後ナレバ、寛文以前ニハ覆面ノ往來スル事ヲ得ザリシ

ガ故ニ編笠塗笠ノ造リ方ノ深キニハ非ザルガ、但シ是ハ江戸ノ風俗ニテ、直チニ此法度ノ解説ト爲スニ足ラズ、参考ノ爲メニ之ヲ掲グルノミ
 訴訟ハ豊臣氏ノ十人衆ニテ之ヲ聽決セリ、訴訟人先ツ訴訟ノ目安ヲ十人衆へ差出シ、十人衆ハ其訴訟人双方ヲ喚ビ寄セテ其申分ヲ聞クノ順序ナリ、而シテ其判決ハ事件ノ大小ニ從カヒ、上意ヲ待テ定ムルモノモ有リシナランガ、通常訴訟ハ十人衆ノ内、受持當番ノ人之ヲ定メ難件ハ、合議ノ末之ヲ決シタルモノモ有リシナラン、直訴ハ通常ノ訴訟ト異ナルガ故ニ、此法度ニ示セル家康以下ノ五元老ニ目安ヲ差出シ、此人々ハ談合ノ上ニテ、上申ス可キ儀ハ上申スルコト、爲セリ、直訴ノ目安ヲ出スニハ、直訴スル者ヨリ直接ニ五人衆へ差出シタルモノナル可シ、又無實ノ事ヲ告訴シタル者アル時ハ、十人衆ニテ告訴人及ビ被告訴人ヲ喚ビ寄セ、嚴重ニ糾明ス、即チ通常ノ訴訟ト訊問ニ寛嚴ノ差アルノミナ

農政ニ關シテハ既ニ天正十四年ノ法度ノ存スルアリ、本條ニハ僅カニ田租ノ事ナイヘルノミ、二公一民ノ制ハ農政學者ト雖モ往々此法度ヨリ始リタルガ如ク論ズル者アレ、是レ先キノ天正ノ法度ヲ知ラザルガ爲メノミ、謂フニ天正度ノ制ハ未ダ天下一統ノ時ニ立テラレタルニ非ズ、故ニ此ニ至リテ再ビ此法度ニ加ヘラレタルモノナランガ、文ニ天下領知方ノ儀トアルハ其意ナル可シ、然レモ二公一民ノ制ハ先ニモ示シタルガ如ク、當時ノ強藩ニハ行ハレザリシモノト知ル可シ

○第七章

敬白天罰靈社上卷起請文前書之事、

一奉對秀頼様御奉公之儀、太閤様御同前ニ不可存疎略事、
 付、表裏別心毛頭存間敷事、

百
一御法度御置目等諸事今迄之ことくたるへき儀勿論候并公事篇之儀五人として難相究儀ハ家康利家得御意然上を以急度伺上意可隨其事、

一傍輩中不可立其徒黨公事篇喧嘩口論之儀自然雖有之親子兄弟縁者知音奏者たりとも依怙最負を不存如御法度可致覺悟事、

一諸傍輩に對し私之遺恨を企不可及存分事、

一五人間之儀互無隔心別心令入魂公儀御爲可然様に可申談自然中說於有之ハ以直談可相澄事、

一諸事申談儀多分ニ付而可相究候但五人之中不私子細在之而相違候はゞ殘衆中として可相究候時に至て參會之衆中少分にて相究儀有之とも不私相違候上は存分在之間數候事、

一御算用之儀手前之事は不及申私曲は存間數候何之御代官前も依

帖最負を不存有様に承届公儀御爲可然様に可申付事、

一公私ともに御隱密被仰聞儀一切他言不可仕事、

一此方一類并家來之者ども自然背御法度不相届族於有之は無隔心被仰聞候はゞ可忝存事、

右條々若私曲爲申上にかゝては恭も此靈社起請文御罰深厚に可罷蒙者也仍前書如件、

慶長三年八月五日

長策大藏大輔

増田右衛門尉

石田治部少輔

淺野彈正少弼

徳善院

江戸内大臣殿

加賀大納言殿

敬白天罰靈社起請文前書之事、

一奉對秀頼様御奉公之儀、大間様御同前に不可存疎略事、

付表裏別心毛頭存間敷候事、

一御法度御置目之儀、今迄如被仰付、彌不可相背、各相談之儀多分に可相付事、

一公義御爲存候上は、諸傍輩に對し私之遺恨を企不可及存分事、

一傍輩中不可立其徒黨候、公事篇喧嘩口論之儀自然雖有之、親子兄弟縁者親類知音奏者たりとも依怙最負を不存、如御法度可致覺悟事、

一御知行方之儀、秀頼様御成人候上爲御分別不被仰付以前に、不寄離に御訴訟雖有之、一切不可申次之候、況手前之儀不可申上候、縱被下候ども拜領仕間敷事、

一對御奉公衆、誰々讒言子細雖有之同心不可申候、何時も直に申届可

隨其候、自然不相届儀承候は無隔心可令異見候、事に寄同心無之候

ども遺恨には存間敷事、

一公私共に以隱密申開儀、一切不可有他言事、

一此方一類并家來之者共、自然背御法度、不相届族有之は、無隔心被申

開候は、可爲祝着候事、

右條々若私曲爲有之は、忝も此靈社起請文御罰を可相蒙者也、仍前書如件、

江戸内大臣

慶長三年八月五日

家康

德善院

淺野彈正少弼殿

增田右衛門尉殿
石田治部少輔殿
長束大藏大輔殿

敬白天罰靈社上卷起請文前書事、

一奉對秀頼様御奉公之儀、太閤様御同前に不可存疎略事、

付、表裏別心毛頭存間敷事、

一御法度御置目之儀、今迄如被仰付、彌不可有相背候、各相談之儀は多分に可相付事、

一公義御爲存候上は、諸傍輩に對し私の遺恨を企、下可及存分事、

一傍輩中不可立其徒黨候、公事篇喧嘩口論之儀自然雖有之、親子兄弟縁者親類知音、委者たりとも依怙最負を不存、如御法度可致覺悟事、
一御暇之儀不申上、爲私下國仕間敷事、

一御知行分之儀、秀頼様御成人之上爲御分別不被仰付以前に、諸家御奉公之淺深によりて御訴訟之子細も有之は、公義御爲に候條、内府并長衆五人致相談、多分に付而隨其可有其賞罰候、但手前之儀は少も申分無御座事、
一對御奉公衆誰々讒言子細雖有之、同心仕間敷候、但仁によつて直談可申理候、自然不相届儀承届候は、無隔心可令異見候、事に寄同心無之候とも遺恨には存間敷事、
一公私ともに以隱密被申聞儀、一切不可有他言事、
一此方一類并家來之者とも、自然背御法度、不相届族於有之は、無隔心被申聞候は、可爲祝着事、
右條々若私曲偽於有之は、忝も此靈社起請文御罰深厚に可罷蒙者也、
仍前書如件、

慶長三年八月八日

利家

德善院

淺野彈正少弼殿

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

長東大藏大輔殿

敬白天野靈社上卷起請文前書事、

一奉對秀頼様御奉公之儀、大間様御同前ニ不可存疎略事、

付、表裏別心毛頭存間敷候事、

一御法度御置目之儀、今迄如シ被仰付、彌不可相背候、各相談之儀ハ多分ニ可相付事、

一公義御爲を存候上は、諸傍輩に對し私の遺恨を企、不可及存分事、

一傍輩中不可立其徒黨候、公事篇喧嘩口論之儀自然雖有之、親子兄弟縁者親類知音奏者たりとも依怙最負を不存、如御法度可致覺悟事、

一御暇之儀不申上、爲私下國仕間敷事、

一御知行方之儀、秀頼様御成人之上爲御分別不被仰付以前に、諸家御奉公之淺深によつて御訴訟之子細も有之は、公義之御爲候條、内府并長衆五人致相談、多分に付而隨其可有其賞罰候、但手前之儀は少も申分無御座事、

一對御奉公衆たれ、
一 謙言の子細雖有之、同心仕間敷候、但仁によつて直談に可申理候、自然不相屈儀承候は、無隔心可令異見候、事に寄同心無之候共遺恨には存間敷事、

一公私ともに以隱密被申聞儀、一切不可有他言事、

一此方一類并家來之者とも自然背御法度、不相屈族於有之者、無隔心

被申聞候は、可爲祝着候事、

一昨日内府利家並長衆を以被仰聞通彌以少も不存忘、秀頼様へ御奉
公可仕事、

右條々若私曲爲於在之は、忝も此靈社起請文御罰深厚に可罰蒙者也、
仍前書如件、

慶長三年八月八日

備前中納言

江戸中納言

越後宰相

但各別紙

徳善院

淺野彈正少弼殿

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

長束大藏大輔殿

此法度ノ
由來

本章ハ一ノ起請文ニシテ即チ先キニ第三章ニ掲ゲタルモノト一様
ナリ、秀吉ノ薨スルニ臨ミ、其臣下ナシテ秀頼ニ二心ナキ事ヲ誓ハシメ
タル事ハ、玉滴隠見ニ、大関秀吉公御遺例ノ砌、日本國中ノ諸大名衆ニ秀
頼公へ逆心有間敷トノ儀ニ付テ起請文ヲ書カセラレ候之處ニ、其内ニ
朝鮮へ渡海ノ諸將未ダ歸朝無之衆ノ内、加藤主計頭清正、黒田甲斐守孝
高歸朝ニ付テ、各同前ニ起請文カ、レ候様ニト五大老並ニ五奉行衆仰
渡サレ候へバ、兩將申サレ候様ハ、起請文カ、ズ候トモ聊カ不義ノ事ハ
仕間敷候、云々トアルニテ知ル可シ、本章ハ武家事紀ヨリ抄出シタルモ
ノナリ、豊臣氏ノ當時此ノ如キ起請文ノ出来タル事ハ、毫モ疑ヲ存ス可
ニアラズ、寶文四年三月牧丞太夫ノ筆記セシ細川忠興軍功記ニ、秀頼様

秀頼ノ後
見人

秀頼ノ名
代人

豊臣氏ノ
五奉行

御傳守にて前田肥前利勝殿御座被成候、御後見は加賀大納言利家殿被成候得と被仰付候事、大閣様慶長三年六月七日の頃より御煩被成候、御本服被成間敷と上下申候事、御遺言に、秀頼様十五に御成候迄は家康公御名代御頼被成候と被仰置候事、同年八月十八日に太閣様御他界被成候、秀頼公六の御年にて御座候同年九月秀頼公伏見より大坂へ御下り被成候、御供ニハ加賀大納言殿肥後殿片桐市正且元、此御衆御座船ニ御乗の由之事、御遺言に、拾人の御年寄衆を御定被成、萬事の御仕置御談合の上にて被仰付候様被仰置由及承候事トアリ、此拾人ノ御年寄衆ト云ヘルハ五大老ト五奉行トヲ併セ唱ヘタルヤ、又ハ別ニ十人衆トイヘルモノアリシニヤ、當時五大老五奉行ノ外他ニ萬事ノ御仕置ヲ合議ニテ決スルガ如キ威權ヲ有シタル者ナシ、前章ニ十人衆トイヘルモ是ト同一ノモノナル可シ是ヨリ先キ秀吉ハ淺野長政、石田三成、増田長盛ヲシ

テ法令土木訟獄ノ事ヲ分掌セシメ、長束政家ヲシテ金穀ノ事ヲ司ラシメ、前田玄以ヲシテ京都所司代ト爲リ市政及ビ僧制ヲ監督セシメタリ、世ニ之ヲ豊臣氏ノ五奉行トイヘリ、
 本章ノ第一節ハ慶長三年八月五日ニ成レルモノニテ、所謂五奉行ヨリ秀頼ノ名代タル江戸内大臣家康及秀頼ノ後見タル加賀大納言利家ニ宛タル起請ナリ、第二節ハ前同年同月同日ニ成リ、第三第四ノ二節ハ前同年同月八日ニ成レル五大老ヨリ五奉行ニ宛タル起請ナリ、五奉行中ニ德善院トアルハカノ聚樂行幸ノ際ニ故事ヲ取調ヘタル前田法印玄以ニシテ、此人ノ素生ハ續武將感狀記ニ、尾張ノ小松原ト云邑ニ寺アリ、寺領貳百石昔ヨリ附來ル、秀吉未ダ藤吉郎ト云ヒシトキ、住僧ノ法印ト相昵ミテ、度々問訊談話ス、夏日晚景ニ及ンデ縁ニ出テ納涼ノ次手に秀吉、武士ハ微賤ナレドモ四方攻戰ノ時、牧伯トナリ將軍トナルモ亦計

ル可カズ候若シ我レ天ノ幸ニ由リテ志ヲ得バ法印何ノ望ミカ候ヤ必
 ラズ相協ヘ候ハント申サレケレバ法印笑テ京都ノ所司代ヲラント云
 フ秀吉輕キ望ナリ法印ノ才又能ク當ル可シトテ戯レニ自ラ信約ノ詞
 ナ書キテ與ヘラル後果シテ所司代ト爲ストアル是ナリカノ外教拒絕
 ノ事モ亦主トシテ前田法印ノ設計ニ係ルトイフ備前老人物語ニ家康
 公嘗テ本多佐渡守を近づけ玉ひて石田治部少輔はこましやくれたる
 もの也所詮打果して可然と仰せられけるに佐渡守承りて唯其儘にお
 かせらるべしあのやうあるものゝしわざにて天下はをのづから御手
 に入り候べしと申ししトアリ石田ハ豊臣氏五奉行ノ一人ナリ豊臣氏
 ノ重臣ニ石田アリ而シテ徳川氏ノ家臣ニ本多アリ一ハ以テ天下ヲ失
 ヒ一ハ以テ天下ヲ得タリ

御法度御置目等諸事今迄ノ如クタル可キ儀勿論ニ候トアルヲ見テ

置目

豊臣氏ノ代ニ法度ナント謂ヘル者ハ何ト解スルナランカ若シ夫レ豊
 臣氏ニ豊臣氏ノ法度アラズトセハ貞永建武ノ式目モ亦法度ニ非ズト
 謂ハザルヲ得ズ置目トハ式目ト稱スルノ類カ或ハ除目ノ借字ナラン
 カ貞丈雜記ニ除目と云は官を任せらるゝ時の政事也正月ハ縣召ツカサメシの除
 目とて諸國の國司を任せらる秋ハ京召ツカサメシの除目とて京都に居る人を官
 に任せらるゝ也又臨時の除目とて臨時に行るゝ事もあり大臣ハ除目
 の時任せず節會を行て任せらるゝ也任大臣ノ節會と云トアリ雲圖鈔
 ニ除目ノ事正月政治始ノ後吉日ヲ以テ始メテ行ハル限ルニ三日ヲ以
 テス云々トアリ除目今迄ノ如クタル可シトハ任官ノ従前ニ異ナラザ
 ルヲ云ヘルナラン又五奉行ノ專斷ヲ以テ決シ難キ重大ノ訴訟ハ文祿
 四年ノ法度ニテ五大老談合ノ上秀吉ニ上申ス可キ儀ハ上申セラレタ
 ルヲ此起請ニテ家康利家ノ兩人ヨリ秀頼ニ上申シ其上ニテ事ヲ處理

ス可シト定メラル、其他第一節ニハ五奉行ハ和衷協同シテ公益ヲ旨トシ、朋黨ヲ樹ツル事ナク、天下ノ事ヲ經營スルニ當リテハ私情ノ爲ノニ法ヲ曲クル事ナク、公明正大ニ討議ヲ凝ラシ、會計ノ事ハ公平誠實ナル可ク、萬事機密ヲ漏ス事ナカル可キコト等、凡ソ施政上必要ノ事項ヲ相守ル可キ事ヲ約束セリ、サテ第二節即チ家康ノ起請ハ、五奉行ノ起請ト大同小異ナレドモ、知行ノ一條ハ別ナリ、コレハ家康ガ秀頼ノ名代人タルニ由リテ、自己ノ計ラヒニテ如何様ニモ成ル可シトノ慮リヨリ出タルナランカ、第三節以下ノ起請ハ、家康ノ起請ノ如シ而シテ御暇ノ儀不申上私ノ爲メニ下國仕間敷事トアル一條ハ、家康ノ起請中ニ無キ所ナリ、然ラハ五大老中利家以下ノ人々ハ重大ノ評議ニ與カル爲メ、常ニ伏見ニ居タリシモノナランカ、

○第八章

憲法志料五篇第三卷、後陽成天皇慶長三年ノ條ニ左ノ一章ヲ掲ゲテ曰ク、右凡ソ七十三條、太閤之式目ト題シ、萬治二年ノ刊本アリ、其書ノ眞偽未ダ知ル可カラズト雖モ、之ヲ熟讀スルニ行文甚ダ素樸、頗ル當時ノ体裁ニ似テ、必シモ偽書ト武斷シ難シ、云々ト、萬治二年ハ太閤ノ薨去ヨリ六十年ノ後ナレバ、式目ハ太閤ノ式目ニ非ズトスルモ、其書ノ果シテ萬治二年ノ刊本ナランニハ、之ヲ以テ豊臣氏ノ時代ヲ推スニ當ラズト雖モ、遠カラザルモノアル可シ、故ニ志料ノ例ニ倣ラヒ今之ヲ本篇ニ收メタリ、然レモ、其全文盡ク道德上ノ格言ニシテ、一モ法度ト稱ス可キモノアルナシ、故ニ余ハ其全文ヲ示シテ止マンノミ

太閤之式目

- 一天道者偏直而叶、非道者無佛神加護事、
- 一無科者如籠名城、有過者無立處之事、

- 一大切與申者、御公方地頭之御用、案境納役事、
- 一富人可思怨敵、不可秘計之事、
- 一貴者分別人、賤者亦無分別之事、
- 一有覺悟者可報先生、愚癡者可欺先生事、
- 一修行者廻國之事、懸心者寢覺有事、
- 一親者縱小身思、共可恐親、背仰者不知天道事、
- 一耕作商之兩道常可習昇者如左右也、
- 一積進退人可扶持事、不知算用可有後悔事、
- 一馴可馴者夫妻之際、亦油斷有間鋪者男女事、
- 一貴賤之人參會、薄葉濃者先散之事、
- 一祝言佛事成共早、可立座鋪、寸善尺魔之事、
- 一朝暮忘問鋪者家々之稼、有懈怠者失家事、

- 一萬藝勝者覺悟也、心違者能更不入之事、
- 一親類近付喧嘩有時、最負者聊爾不為致事、
- 一公事有時、強弱者必下而可落着之事、
- 一他人之見、能女思大敵、其家不可出入事、
- 一存分怨敵可音得、以一言成怨敵之事、
- 一□□留物者執筆之事、
- 一人宿仕事、縱知音之方成共、聞子細可借事、
- 一無心元合道路者、於前後不可致同道之事、
- 一長夜之寢覺悟安堵之道、油斷有間鋪事、
- 一世上之傳言批判能可聞、聖人之狂言成我偽事、
- 一喧嘩之場、早出者、我抽而如好爭論事、
- 一添身敵火事、掛心立居事、

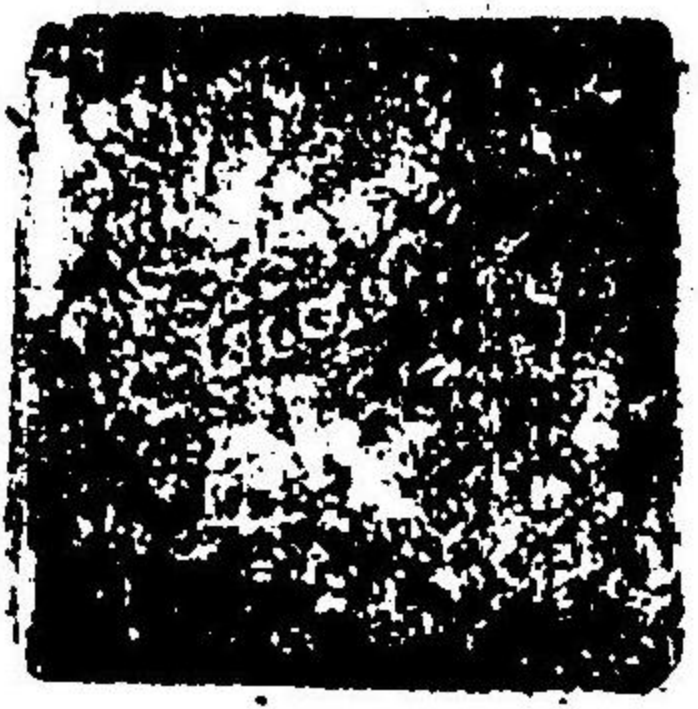
- 一男女之仲立拾六七迄可有斟酌之事、
- 一父子成共爲他人不孝、孝行可親事、
- 一親子懇者存生之內、未來、助者不知之事、
- 一酒者我氣分次第、過者可成煩之事、
- 一地頭代官之儀不可致相違、有迷惑之儀者寄々可佗言事、
- 一於人之御前我俗性立之事、
- 一靜謐之後、別而總怠之由申事、
- 一就御前之女房達、訴訟之事、
- 一不知身之程人平懷言之事、
- 一高位之人致對座之事、
- 一貴人之御前高鼻之事、
- 一於聽聞、座私物語之事、

- 一人之前不知上座之事、
- 一爲下輩、舞、猿樂、深盛之事、
- 一閣執事、振官領之事、
- 一他人之草履踏之事、
- 一魚食、時、器、淨穢申事、
- 一笛尺八之不知調子之事、
- 一辨書知宛當、我慢立之事、
- 一師匠主親之氣不可返答之事、
- 一於御前、足音高踏、鳴事、
- 一立居、拔入手之事、
- 一上方之御座近、祇候申事、
- 一主親不知機嫌物申出事、

- 一主之先謝蒙仰弓手之方通申之事、
- 一寄合人之上後惡口申事、
- 一人之前疊緣踏之事、
- 一戶之鷹陶之方通申事、
- 一乍知他人之愁酒宴興行申事、
- 一御前畏時左之手下成事、
- 一湯風呂出入滴懸事、
- 一於人前突頰持申事、
- 一師匠主君之內戚下戚之沙汰申事、
- 一向主親申勝負伐申事、
- 一智者上人之前引經文致雜談申之事、
- 一不知身分限成高官事、

- 一無指タレ奉公致恩賞事、
 - 一蒙不孝徘徊御近所申事、
 - 一不知身分限人嘲弄之事、
 - 一調菜所惜寄料理指南之事、
 - 一無分席好上座申事、
 - 一不役人罪科抑斷之事、
 - 一向伴傍輩緩心物語之事、
 - 一鬧所ニ行キ長居長咄之事、
 - 一向イ賈人直道立申事、
 - 一祝言座席禁申咄之事、
 - 一背道理共於御前致論說事、
- 以上

豐臣氏法度考終



百二十二

明治二十六年十月三十日印刷
全 年十一月三日發行

版權
所有

著者

發行者

印刷者

發行所

賣捌所

定價金十五錢

東京市本郷區湯島
切通坂町貳十番地

三宅

東京市本郷區本郷
六丁目五番地

井上

全神田區錦町三丁目
廿五番地

熊田

東京本郷六丁目五番地

哲學

書院

東京

小林新兵衛

大坂

松村九兵衛

全

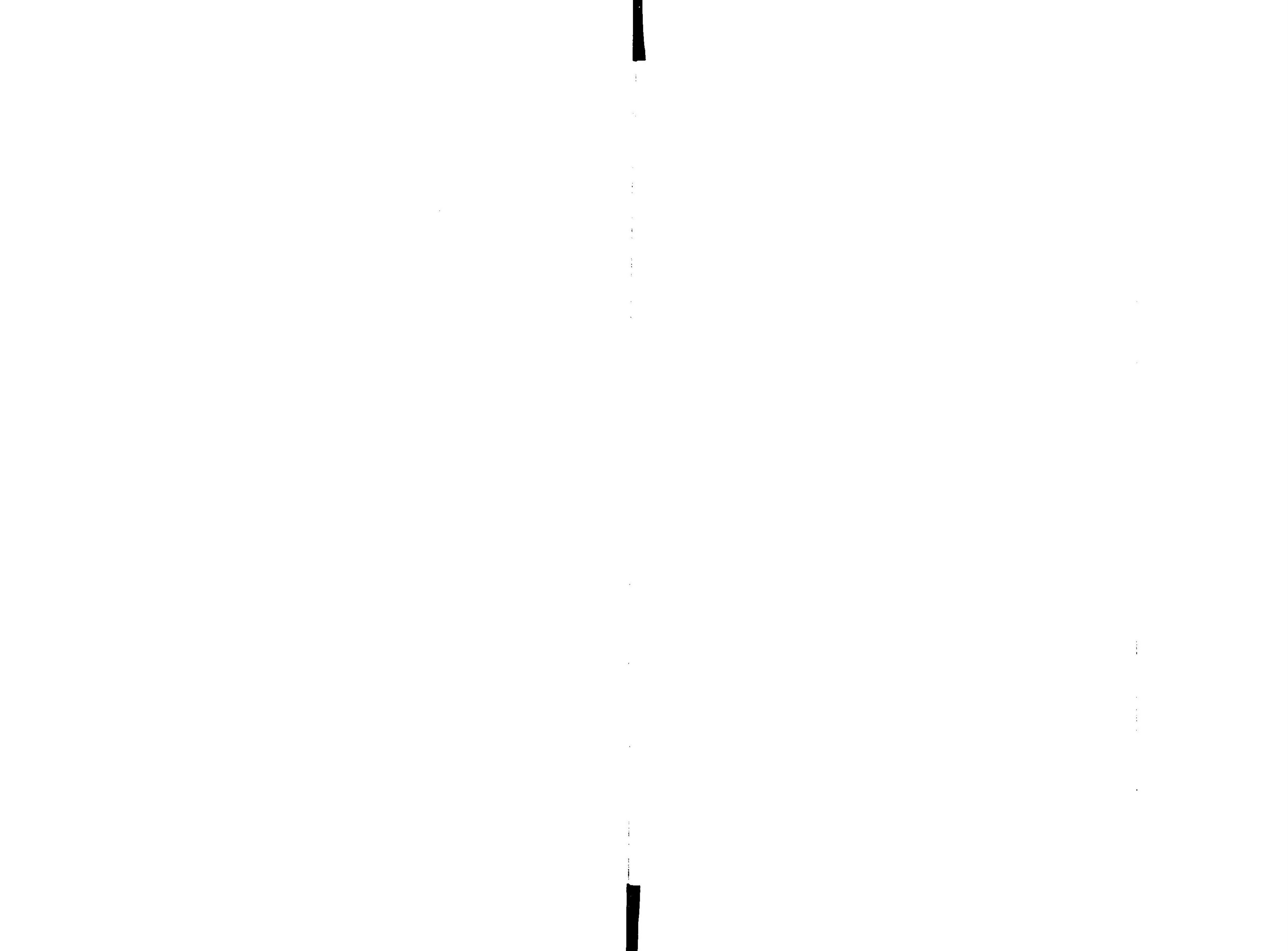
梅原龜七

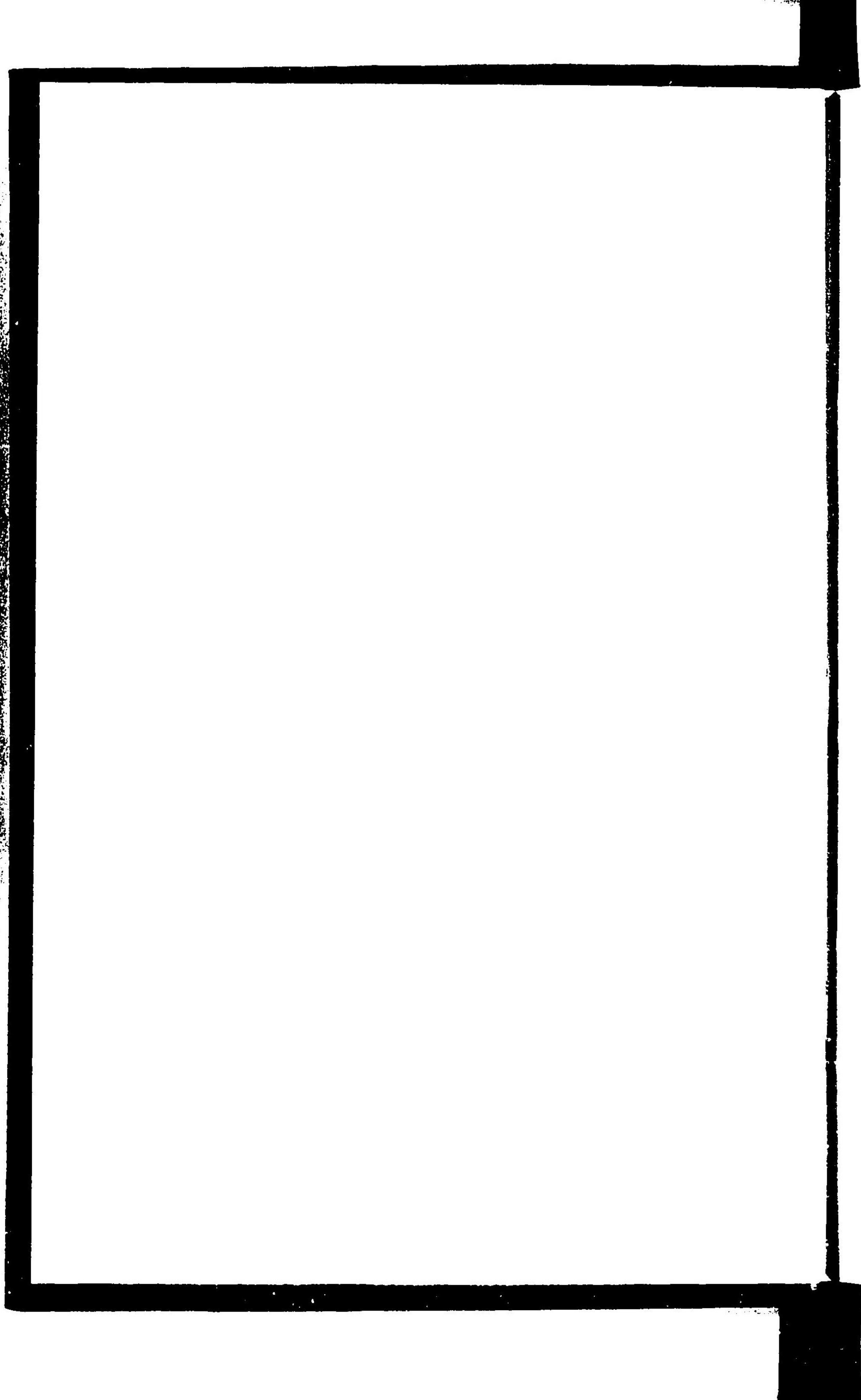
熊本

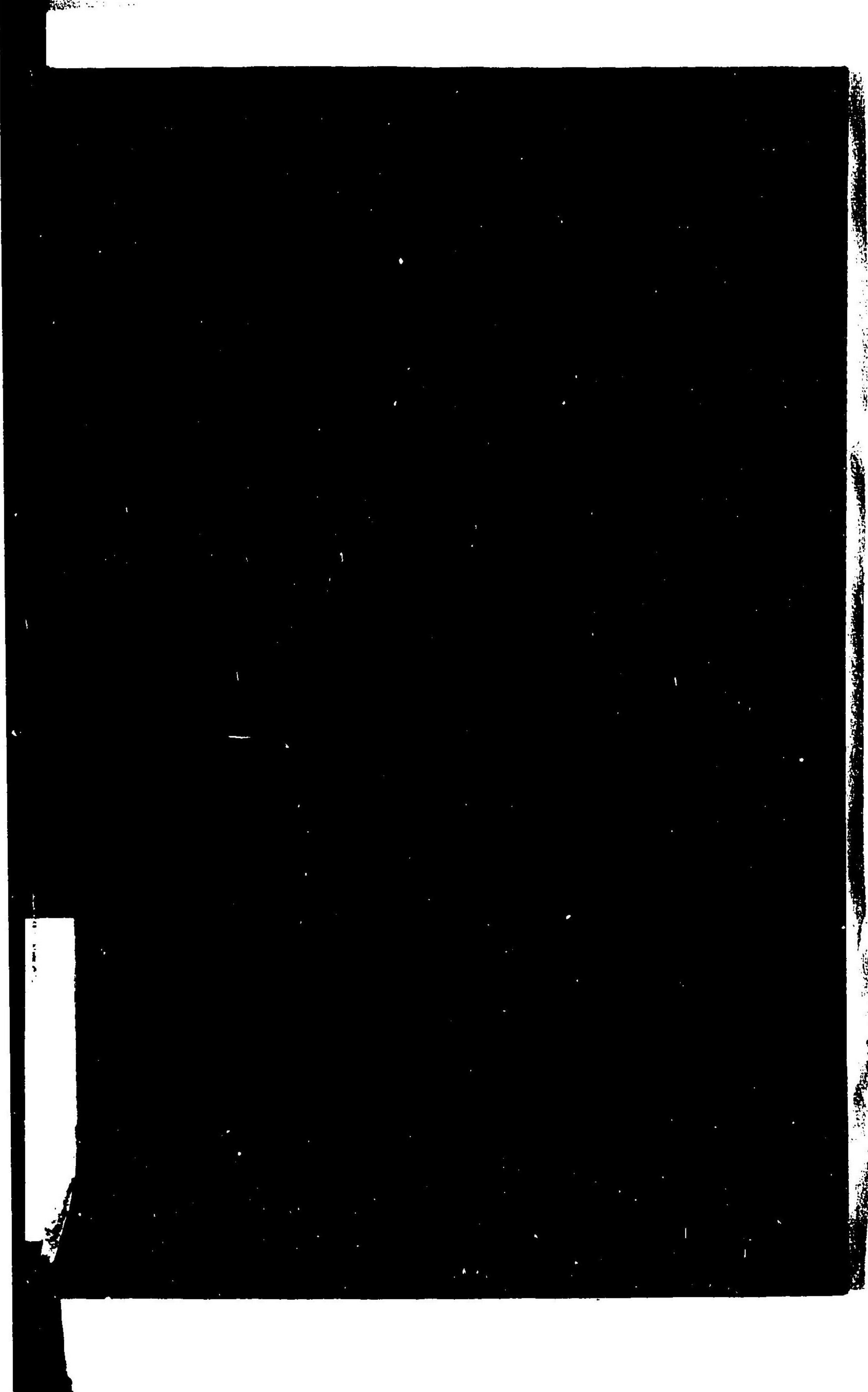
長崎次郎



IT 55-94







322.14

M624t

030766-000-1

322.14-M624t

豊臣氏法度考

三宅 長策/著

M26

BBB-0293



